

権威と「理性」と法（一三）

——イギリス法における——

下山 瑛二

一 序論（三卷一号）

二 本論

第一章「世俗的」権威と「理性」論

はしがき

第一節 教皇庁の権威と世俗的権力

序——聖俗二権威とその統合とウェイトの変化——世俗権力の独立と構成

第一款 教皇の裁治権

一 教会の法的権力

二 中世後期における教会の現世の「裁治権」の確立（三卷二号、四号一号）

三 イギリスの特殊性（四卷二号、五卷一号、二号）

四 聖俗裁判権競合の前提（六卷一号、二号、七卷一号、二号、八卷一号、二号、本号及び次号）

第二款 世俗裁判権

第三款 教会世俗裁判権

第四款 聖俗裁判権の競合

第二節 教皇庁の「権威」からの解放と人間社会の自立的「権威」の抬頭

第三節 人間の「理性」論と「権威」の問題提起の過程

権威と「理性」と法（一三）

第四節 聖俗裁判權の競合と補完—イギリス法

第二章 法と「理性」論—宗教改革前

第三章 「自然的理性」と「人為的理性」

三 むすびに代えて

(五) 都市法と教会法(統)

(イ) イギリスの都市の特殊性(統)

(1) イギリスの都市の特徴と秩序イデオロギー(統)

(c) 地方裁判所と都市裁判所

(i) 国王の地方裁判所の変遷の概略

① アングロ・ノルマン王朝の過渡期性

これまでもしばしば、当時におけるイギリスの特徴として、国王の世俗権力が直接地方にまで及んだことを摘示してきた。それは一三世紀末までをとって、大陸の都市との比較において、あるいは、大陸の都市の上位にある諸侯の独立性が強かったこととの対比において指摘してきたところである。したがって、イギリスにおいては、当時の世俗権力の具体的態様の徴表の一として、国王の地方裁判所の管轄が大陸に比し強大であったことを指摘しうるし、また、それが制度的比較の前提となる⁽¹⁾。そしてその上で、都市裁判所の自主性と機能が問題とされねばならなくなる。

そこで、大陸とくにドイツにおいてすぐれて自主的であった都市裁判所に比し、イギリスの都市共同体裁判所が弱体であったといわれる所以につき、国王の地方裁判所体制との関係で、かかる都市裁判所がどのような関係をもってくるかが考究されねばならなくなる。なお世俗権力の一環である国王の地方裁判所の問題は、第二款「世俗裁判権」(二)(三)

(4) (b) 「巡回裁判と領主裁判との関連」および(f) 「シェリフの役割」で言及するが、ここでも、本項の課題に照らし、都市裁判所との関係を考察する上で、必要な限度で触れることにする。⁽²⁾

そもそも、ノルマン征服の際、ウイリアム王が、それまでの地方組織を基本的に継承する政策をとったことは、先の地方の統治組織を瞥見するときすでに言及した。しかし、ここで留意すべきことは、征服当時、後のイギリスの特徴となる中央集権化された裁判組織というものが、なお存在していなかったことである。すなわち、州とハンドレッドにおいて、司法機能を含む統治機能を営む、そしてそれ以前より機能する会議体「moot」が存在し、それが地方地方において最高機能を営んでいたということである。⁽³⁾

しかし、その後の社会状況の変化と王朝の政策の展開に伴って、地方の裁判所組織と権限内容にも変容が生じてくる。⁽⁴⁾ ことに、国王の中央集権的統治機構の整備過程の一環として、中央集権的な国王の裁判システムが形成されるに従って、地方の裁判組織の衰退を招いてくるが、その間に、それらが国王の裁判システムの中にどのようなように組込まれたかが問題になる。尤も文献の稀少性と地方の多様性のため、地方的需要に応じる司法体制の変容過程を、必ずしも明らかにしえないことは、参審人制度の変容過程を先に見た際に知りえたところである。それにも関わらず、やはり変化が生じたという事実は見過しえないし、それは、一般的には、一二世紀半ばから一四世紀半ばにかけて進展していった現象であるといわれている。⁽⁵⁾ したがってこれまでも、地方裁判所の組織と権限に関する紹介はわが国でも相当数に上るが、ここでは、とりあえず、一定の時代区分を勘案しながら、その態様の変容を瞥見することに心掛けてみたいと考えている。

そこで、イギリスの裁判組織の中央集権化の一応の形態完成の时期的メルクマールを呈示するヘンリー三世治世(一二一六―七二年、すなわち、ジョン王後からエドワード一世即位前まで)末までにおける地方の裁判体制を、まず主要な时期的要素を勘案しながら瞥見することにした。⁽⁶⁾

尤も、先に、私は、聖俗裁治権の競合問題に関連して、ノルマン征服後のウイリアム等のノルマン王の政策に言及したが、⁽⁷⁾ここでは都市の裁判所の態様を考えることが課題になっているので、その限りで、王の裁判管轄がどのように地方に及んだかという観点から、それらの政策にアプローチすることにする。

しかし、それらの司法政策を概観する上で、一言、それらが、「正義」の実施の観点からのみ行われたものでないことに言及しておきたい。すなわち前述の如く、一二世紀に「王の平和」の確立を契機に、王の世俗権力が国内秩序維持政策に向かったことを指摘した。しかし、王の世俗権力の性格が軍事的な性格のものであると、非軍事的権力の性格を保持するものであらうと、その権力組織を支える物質的基礎が確保されねばならない。それはいうまでもなく、第一次的には財政組織の確立であり、徴税機構の整備である。アングロ・ノルマン期における王の政策が第一次的に軍事的支配であるとしても、それに劣らず財政的事項が重要になってくる所以がここにある。⁽⁸⁾しかし、国王の財政の主要な収入源の一つに裁判収入があることがここでは留意されねばならない。それは、裁判の手数料のみならず、有罪被告からの財産没収を含めてであった。⁽⁹⁾それは、国王の中央集権化の手段でありながら、国王の中央政府の物質的基礎を確保しうるものという二面性をもつものであった点は、とかく忘却されがちなので、ここで摘示しておく。

ところでまず、初期の征服後の地方の統治政策について見るとき、アングロ・サクソン時代の州およびハンドレッドの司法組織を継承した他に、地方のジャスティシア local justiciar を利用した点も留意しておかねばならない。⁽¹⁰⁾尤も、このアングロ・ノルマン期の地方における国王の統治の仕組については、いろいろと議論のあるところで、私の能力及ぶところではない。⁽¹¹⁾ただヘンリー一世時代以後（あるいは、制度的確立という意味ではプランタジネット期のヘンリー二世時代以後）の巡回判事による地方裁判所の確立までの間は、いわば中間期の様相を呈し、この時期に、地方ジャスティシアが機能していたことは、ほぼ一致して認められているように思われる。⁽¹²⁾しかし、この地方ジャスティシアも

やがて巡回判事等の出現によって消滅していく運命にあった。その意味では、地方のジャスティシアはあまり注目されないものにも拘わらず、当時の王の中央集権化について、過渡的な重要な役割を演じたものとして留意しておきたい。

② 国王の地方裁判所とシェリフ裁判所

ところで、国王の地方裁判所としては、地方ジャスティシアの下にアングロ・サクソン時代から組織的に継承されたシェリフ裁判所が存在した。そこで、この制度が征服後、いかに機能したかを次に瞥見してみたい。

そもそも、ノルマン征服当時、今日の如き、管轄権の範囲を明確にした世俗裁判所は存在していなかったようであるが、国王のすべての統治機能を包括する裁判権の観念は存在していた。そしてその機能を具体的に行使したのが、王の顧問会議であるクリア・レギス *curia regis* であることは周知の通りである。⁽¹³⁾

そこで、国王の地方に対する司法権による中央集権化は、王の顧問会議による統制がまず留意されねばならぬが（この点は第二款「世俗裁判権」で言及⁽¹⁴⁾）、その中央集権化の過程で、最初の征服から、全土を直接の支配下に置くまでの間、漸次的経過が必要であった点がイギリスの特徴を形成し、それが中央集権化過程を見る上で無視しえないものとなっている。⁽¹⁵⁾そしてその漸次性に関わって、前述の地方ジャスティシアの他に、ここでシェリフの役割がなぜ重要であったかを瞥見しておかねばならなくなる。⁽¹⁶⁾

すなわち、前述の如く、その国王の漸次的支配性が、地方行政に及ぼした特徴として、個々の貴族が州内において、単一的地域支配者ではなく、多くの地域において断片的に州内に領地を保有する形態を生みださざるをえなかった。⁽¹⁷⁾その結果、州をまたがった相当の地域を支配する家臣領（勿論教会関係領を含めて）が存在したとしても、王権を代表するシェリフは、州内の領地保有者である、どの家臣よりも強力であることが可能になったといわれている。⁽¹⁸⁾すなわち、それが、国王がその役人たるシェリフを通じて州を支配しえたことの、一つの強力な客観的条件形成の要因になったと

いわれている。⁽¹⁹⁾

そこで、ノルマン征服後、当初のノルマン諸王の地方統治に関わる政策に基づく国王の裁判所としての、シェリフの包括的裁治権の行使が重要になってくる。シェリフはいわば地方においては、「副王」的役割を演じてくることになる。⁽²⁰⁾したがって、地方政治の中央集権化の過程が、まずシェリフを通じて行われたところにイギリスの特徴があったといっても過言ではないし、シェリフの裁判所もその機能の一環を担っていた。

敷愆すれば、ノルマン征服は、さきに指摘した如くイングランドを漸次的に征服し、領土を没収し、それをノルマン諸王は家臣に恩賞として与えた。しかし、前述の如く、領地の保有者たる貴族等といえども、大陸と異なって、その授封所領の分散のゆえに、国王の役人たるシェリフが、赴任地では領地保有者である貴族等以上に君主の如き振る舞いをするほど威厳を保持しえていた。したがって、かかるシェリフの職が、主としてノルマン征服に伴う国王の恩寵者によって占められてくることは当然であった。換言すれば、シェリフという職が征服以前からの制度的継承物ではあったとしても、その衝にあたる人材は、中央の息のかかったものになったということ⁽²¹⁾は、それだけ人的関係に関わる制度運営的要素が、当時の制度的考察には欠かせないものになっていたといえる。

しかし、そのことは中央集権化に伴うマイナスの面も保持していた。すなわち、反対にシェリフの権限の強大さが、かえって中央集権化を妨げる側面をもってきた。確かにシェリフは国王の役人であったが、かつて封建諸侯の性格が、軍事的目的をもった国王の役人たる「伯」の性格から、地位の相続を媒介として次第に変容して行った如く、シェリフの相続性の可能性も皆無ではなかった。⁽²²⁾そこから、かかる包括的⁽²³⁾地方権力の付与ともなう不正・腐敗・権力乱用による中央の権力の縮減を防ぐ目的から、いろいろの側面において、シェリフの権限の削減が、ノルマン・プランタジネット王朝の時代に、すでにその司法政策の一環として企てられてくる。ここでは中央集権化の手段としてのシェリフ

の役割を摘示することが課題であるが、その役割の縮減・衰退にも、ここで一言触れておかねばならなくなる所以が生じる。すなわち、その財政面において、中央の財務府の統制がシェリフに加えられた点はすでに言及したが⁽²⁴⁾、しかし、シェリフの権力の不正・腐敗を調査するための「シェリフの審問 inquest of sheriffs」ということも屢々行われ、中央の統制の手段とされざるをえなくなってきていた。⁽²⁵⁾この点はこれまで言及されてこなかったが、アングロ・サクソン時代になかったノルマン王朝後の特徴の一つであったことをここで指摘しておきたい。

ところでここでは、その司法的側面が課題になるので、その面のみと言及するとすれば、中央から派遣される地方ジャスティシアといわれるものが存在したことはすでに言及したので省略したい。しかし他方、地方所在のシェリフの裁判所そのものの機能については言及してこなかった。もっとも、必ずしも初期のそれに関する態様は明らかではなかった模様である。⁽²⁶⁾だが前述の如く、その権限は極めて広汎に亘っており、腐敗・権限乱用が頻繁であったことは事実であり、それがここでの出発点になってくる。またそれが故に、その後、周知の如く、マグナ・カルタ二四条で、シェリフの刑事裁判の権限につき、王冠訴訟 (Pleas of our Crown) 処理の件ではこれにタッチすることが禁止され、軽い刑事事件の処理にのみ限局化されてきた。⁽²⁷⁾また、ほぼシェリフの土地管轄に等しい範囲での民事事件は、カウンティ裁判所によってその権限が行使されてきたことも付言しておきたい。しかも、その際にも、それは、その管区の自由保有権者たる法廷への出仕義務者 suitors によって判決が下されるもので、シェリフは裁判を主宰するに止まったことに留意しておかねばならぬ。⁽²⁸⁾

③ クラレンドン条約 (一一六六年) とシェリフの巡回

そこで、国王の裁判所の中央集権化過程を表わす重要な標識の一つであり、これまでもしばしば言及してきたクラレンドン条約⁽²⁹⁾と、その中でもとくに地方を国王の裁治権に包摂する手段となったシェリフの巡回について、ここで簡単に

言及しておくことにしたい。

α まずクラレンドン条例についてであるが、第一條については、すでに言及している⁽³⁰⁾。そもそも、中央集権化の手段として、司法システムを確立することに重点をおき、それを使用しようとした過程は、これまでも瞥見してきた如く、長い過程をもち、決してヘンリー二世の改革によって一気に確立したものではなかった。

中央の専門の裁判官によって構成される裁判所が、国王のクリア・レギスによる裁判からはっきりと独立して構成されるのは、ヘンリー二世より後の一三世紀中であるが「この点も第二款「世俗裁判権」の項で取り上げる」、中央から国王の専門の裁判官として全国に派遣され、裁判が行われることが始まったのは、すでに征服王時代に見い出され、州裁判所での申立を聴聞するために、判事が王によってとくに任命された事例もあり、ヘンリー一世の時代には、より自在に巡回裁判官が使用されていた模様である⁽³¹⁾。しかも、この中央から派遣される専門の巡回裁判官と地方における陪審の使用「後述」によって、また、特定の事案を国王の裁判所に移送させることによって、中央集権化がなお一層促進させられてきたことを、イギリスの特色として強調しておかねばならない⁽³⁴⁾。しかし、この中央集権化は、ステイヴン時代の無政府状態のとき、国王の政府の力が著しく衰退してしまったために一時頓挫し、ヘンリー二世の治世時代になって、その課題が再提起されてくることになる。すなわち、この時代に改めて中央統制を完全に回復し、歳入の増加をほかり、王国全般を通じて生命・財産の保護をより保証することを課題とせねばならなかった。

だがここで留意すべきことの一つとして、それまでの国王の指令は、口頭によるものであり、文書において確定されるものではなかったので、その法的性格には不明な点が存在していた点を挙げうる。それは法形成における曖昧さが一般的であり、当時の司法機能を探る上で障害になっていた。すなわち、王の指令は単独の命令としてか、あるいは、一般的な規範性を有する法規として発せられたものであるのかは判らなかったのである。これに対して一一六六年のクラ

レンドン條例は文書形式による最初の条例制定ということになるが、この條例の法的意義の一つがこの文書による命令形式という点にあり、それによって中央集権化のシステムの確立が一層確実な方向性を持たせられることになった。この点は、当時の法を考へる場合に重視せねばならなかった点として摘示しうるだろう。⁽³⁵⁾そしてさらにそれを踏まえて、中央の裁判官による巡回制度を定着させたのが、一一六六年から、その後のクラレンドン條例の後継者たる一一七七年のノーサンプトン條例の間であったといわれている。⁽³⁶⁾

β では次にシェリフの巡回を取り上げることにする。⁽³⁷⁾

中央集権化の作業の一環として、先にふれたシェリフの機能の中でも、とくに「シェリフの巡回」の重要性は無視しえないものがあつた。そこで、とくにここで、このシェリフの巡回の問題を取り上げて瞥見しておきたい。

まず指摘されねばならぬことは、中央集権化の一環という観点から見れば、この巡回は、十人組の査閲と切り離して見ることはできない。⁽³⁸⁾そして巡回と十人組の査閲の結合が、中央集権化の末端の役割を演じたところに、イギリスの当時の特徴があつたといえる。⁽³⁹⁾そしてさらに、この十人組の査閲という制度と起訴(告発)陪審の制度という新たな制度が結合することによって、イギリスの裁判制度を特徴づける基礎ができてくることに留意しておかねばならぬであろう。⁽⁴⁰⁾しかし、その機能が、刑事事件における告発に中心が移って行くにつれ、次第に十人組そのものの機能は薄れていったことも指摘しておきたい。⁽⁴¹⁾

④ 中央集権化とその他の地方裁判所等

そもそも中央集権化は、シェリフあるいはカウンティ・コートとの関係でのみ展開されるのではなく、マグナ・カルタ二四条に關しすでに言及した如く、⁽⁴²⁾コロナー coronators、⁽⁴³⁾城代 constabularius、⁽⁴⁴⁾ベイリフ等も、考慮せねばならぬ。しかし、ベイリフについては既に言及してきたし、⁽⁴⁵⁾また本項の課題からすれば、城代は一応省略しうると考へる。

そこでここでは簡単に、イギリスの特性であり、特殊な任務をもったコロナーについてのみ瞥見しておきたい。⁽⁴⁶⁾

コロナーはそもそも、一一九四年に設置されたものであるが、⁽⁴⁷⁾当初は、「王に関する諸事項を管理するために」任命されたものである。したがって、今日コロナーを検屍官と訳す場合が多いが、当初の権限は遙かに広汎なものを保持していた。元来、コロナーは王の私的財産の保管に責任を持った宮廷内の役人であったため、王Crownの語に通じるコロナーの名があり、したがって、司法関係にタッチしたのは国王に関する訴訟にタッチするものであったからである。⁽⁴⁸⁾ところで、コロナーの権限も増大し、シェリフが地方において独占していた権限を分有するに至っていたが、⁽⁴⁹⁾前述のマグナ・カルタ二四条によって、王冠訴訟に関する裁判官としての機能は禁止された。⁽⁵⁰⁾そしてエドワード一世の時に、その権限が画定されると共に、次第にその権限の範囲が縮小化され、今日検屍官と訳されるように死体に関する審問の機能に限定されるに至ったのである。⁽⁵¹⁾

かかる意味では、コロナーも、シェリフの権限抑制のため設けられ、国王の権力強化のために設置されたものであるにも拘わらず、中央の国王裁判所の権限拡大という中央集権化に伴い、その機能を特殊技術的な職務に限局化されて行ったものといえる。⁽⁵²⁾

⑤ 中央集権化と国王裁判所以外の裁判所⁽⁵³⁾

中央裁判所の形成そのものは、第二款「世俗裁判権」の箇所後述するとして、ここでは、国王の裁判所の中央集権化が、国王の地方裁判所以外の地方裁判所にどのような影響を与えたかという問題を、都市裁判所を見る前提として最後に瞥見しておきたい。

大陸と異なり、国王の裁判所の中央集権化は、国王の裁判所組織内のみならず、国王の裁判所以外の裁判所に対しても、国王の裁判所の管轄権が優位に立っていたことを意味したところに、イギリスの特徴を見出す。⁽⁵⁴⁾しかし、そのこと

は、その他の国王裁判所以外の裁判所そのものを排除することにはならなかった。そこで、国王の裁判所と国王の裁判所以外の裁判所との間における管轄権と法の競合あるいは調整問題が取り上げられねばならぬことになる。⁽⁵⁵⁾

そもそもイギリス全般にわたる裁判制度としては、すでに一部言及したところであるが、国王の裁判所と封建裁判所と慣習的裁判所の三重構造をとることが多かったといわれている。⁽⁵⁶⁾ 本項でいう封建裁判所とは、主としてマナ（荘園）領主裁判所〔Court Baron〕を指している。⁽⁵⁷⁾ これに対して慣習的裁判所はマナ内における隷農間の非刑事事件を処理するものをいうといわれている。⁽⁵⁸⁾ 尤も、これらの分類は後世の著述家の所産で、当時において、内容的には曖昧であったことも留意しておきたい。なおそれ以外にも、私的あるいは地域特権的裁判管轄 Private or Franchisal Jurisdiction をもつ裁判所、パラティネイト Palatinates・大学等の裁判所も存在していた。⁽⁵⁹⁾

ところで、領主裁判所 seignorial court という概念がその頃大陸にもなお存在していた。この概念はイギリスでも使われているが、しかし、イギリスでは、それは先にも触れた如く領主の土地、統治機構の私有化に伴ういわゆるマナ裁判所、あるいはバロン裁判所を包括的に指す時に用いる場合が多くなり、⁽⁶⁰⁾ また、その場合、就中領主刑事裁判所は、ときにはコート・リート court leet と称せられるようになっていた。⁽⁶¹⁾ しかし、これらの裁判所には、前述の如く、当時では概念的に区別することなく行われていたものらしい。⁽⁶²⁾ これらの点については、後述の「特許状」に関連して言及したい。

なお、これらの裁判所に加えて、さらに特許状によって一定の特権を付与された都市においては、一定の範囲で裁判を行う権利を保持し、これをバラ・コート（都市裁判所）と呼ぶこともあったが、⁽⁶³⁾ この点は次項で取り上げたい。

そこで、ここでは、国王裁判所の中央集権化政策がこれらの国王の地方裁判所以外の裁判所にどう影響を与えたかという点に限って瞥見することにする。換言すれば、これらの裁判所は固有の管轄権を依然として保持していたにも拘わ

らず、中央の国王の裁判所の地位の向上に伴い、次第にこれらの裁判所へではなく、同じ種類の事案につき、直接に国王裁判所へ訴えることができるようになってくる。この点も既に部分的には言及した。⁽⁶⁴⁾尤も、国王の中央集権化に関する領主裁判所の領域への侵食に関し、マグナ・カルタの三四条という有名な条項が存在し、一見中央集権化に対する歯止め現象のようなものがあり、また、それを回避して中央集権化を計るというイギリス法における独特の法技術性を生み出す上で重要な事象があるが、その点は後述の「第二款二（世俗裁判所の独立と特徴）」の考察に譲りたい。⁽⁶⁵⁾

ところで他方、中央集権化の手段として、国王裁判所がこれらの裁判所からの移送を受けるといふ手段により、あるいは、国王裁判所により、かかる事項に対して、その他の裁判所において審理することを禁止する手段によって、その統制を強めてくる。そこでここでは、この点を中央集権化現象の一環として瞥見しておきたい。ことに、これまで、世俗裁判権の競合関係がこの期の西欧に特徴的な現象であったことは見てきたが、イギリスの特殊性として、世俗権力である国王の裁判所の中央集権化現象が顕著であるとするならば、それに伴う国王の裁判所の管轄権的監視的機能がどう働いたのかを見ておく必要性が生ずる。

いうまでもなく、共同体裁判所あるいは領主裁判所と国王の裁判所は、直接の階層的關係をもつわけではない。したがって、これらの裁判所から教会裁判所におけるような「*上訴appeal*」⁽⁶⁶⁾が国王裁判所へ提起されうるわけではない。⁽⁶⁷⁾しかし、当時のイギリスの国王の中央集権化現象は、事案によって、これらの裁判所へ干渉する手段を生み出した。⁽⁶⁸⁾それが移送 *removal* といわれているものである。その手段はまず、係争中における移送と、判決が下された後における干渉の手段とが存在した。

まず、係争中の移送から触れることにしたい。但し、この移送は、今日の如く、係争事案そのものを国王の裁判所へ移すものよりも広い意味をもっていた。

前述の如く、ヘンリー二世以後自由土地保有の訴えは、封建裁判所のみならず、国王裁判所においても審理された。そこで、封建裁判所において係争中でも、国王の裁判所へ、請求者が、様式に適った宣誓に基づいて、彼の領主が「正義に欠ける default in justice」ことを証明するならば、カウンティ・コートに移され、その場合、領主は滅多にその事案の取り戻しを求めることはしなかったという。⁽⁶⁹⁾

これに対し、判決が下された後に、その事案を争う場合は、誤審令状 *breve de falso iudicio* によって行われた。⁽⁷⁰⁾

(1) もっとも、国王の裁判所の優位はノルマン征服によって一気に確立したわけではなく、徐々にであった。プラクネット、前掲「上」一四五頁。

しかし、国王が地方を支配下におくようになり、中央集権化を進めた場合に、その重要な役割を演じたのが、地方で開かれる国王の巡回裁判の制度であったという説がある。田中、前掲「総論上」、七二頁。この見解は基本的に一般的に承認されているところであり、後述の如く私もその点は同意するが、なお、国王等の巡回制度は大陸においても見られるところなので、その要素のみに、中央集権化の要素を求めることはできないのではないかと考えている。基本的には、ノルマン征服後の統治体制そのものが、中央集権化体制の傾向を逸早く形成しえた点がここにも係っているものと考えている。したがって、その体制の一環として、この巡回裁判が存在したのであって、やはり、その前提には国内的秩序の確立、すなわち「国王の平和」の確保が大陸より早かった点が重要であるといえよう。そして、かかる中央集権的裁判所体制の結果、理論的には一三世紀には、すべての世俗裁判は国王に由来するという觀念がイギリスでは普及するに至ったものといえる。cf. Pollock & Maitland *HEL*, op. cit., vol. 1, p. 528.

そこで、ここで、イギリスにおける中央集権化の過程に簡単に触れておきたい。それは、ノルマン・プランタジネット王朝の特色が複合国家体制に基づくものであったとしても、イングランドの地域内での王権が中央集権化しえた要素を把握しておくことの必要性から生じる。尤も、複合国家内において、それぞれの地域での統治体制を全く切り離して考察してよいかという問題がある。複合国家の指摘は、法律関係者とはかく、歴史家の間では相当普及した認識になっているが、複合国家内の相関関係の考察は立ち遅れている感がある。その点を留意しながら、まず中央集権化しえた要素を瞥見しておきたい。(なお、この点については、有光秀行、『アングロ・ノルマン王国』論のゆくえ)、『イギリス中世史研究会編、『中世イングランドの社会と国家』所収』、山川出版社、一九九四年、八九頁以下参照。また、拙稿、前掲四卷二号八三頁注(1)で既に言及している。さらにノルマン帝国論と同様に「アンジ

ユー帝国論」がある。Poole, op. cit., p. 318 et seq. 富沢麗岸、前掲「イギリス中世国制史」、二一六頁以下参照。）

ところで、マッケクニはマグナ・カルタの意義を明らかにすることと関連して、地方の裁判所を中央集権体制に盛り込む過程につき、以下の如く摘示しているが、その点、比較的要領よく纏められているように思われる。前掲八〇—二頁。すなわち、

① まず、初期の同体的裁判所の存在に言及する。

「もともと正義は、地方的産物であり、多かれ少なかれ民衆的性格を帯びた素朴な裁判所で施行された。」(拙注、裁判所というより多目的な集会。)
「各州は訴訟を審理するための集会をもち、アングロ・サクソン時代には、『州民会』(shire-moot)として、またノルマン征服後には、『州裁判所』(comitatus)として知られた。」
「他方、州を細分して、課税、防衛、司法および繁栄のための施設単位をなすさらに小さな地区のそれぞれは、裁判所として働くそれ自体の民会(moot)つまり評議会をもち、村の住民は第一審として自分らの訴訟をそこへもちこんだ。これらの小さな地区は、南部ではハンドレッドとして、北部ではウォプンティック(wapentake) (デーン人起源の名前)として知られる。」八〇頁。

「一般に認められている理論では、すべての自由人はもともと州裁判所とハンドレッド裁判所の出仕義務者(sutor)であり、これらの出仕者の全体、即ち、普通の農民(『チェオル』) (“ceorl”)は、高貴な生まれの人(『エオル』) (“eorl”)と同時に、訴訟手続において積極的な役割をなし、そこで宣言される判決あるいは宣告を申し渡した(あるいは少なくとも、それに協力した)。」
八〇頁。「しかし時の経過とともに、アングロ・サクソンのチェオルの大多数は、隷農民——つまり、生涯マナーの土地にしばらく、財産のように父から子へと受け渡されてゆく人々——という半奴隸的な地位に落ちていった。」八〇頁。「これらの隷農民は、依然として出席義務の負担やその他彼らのかつての自由身分の義務の幾つかを負っていたが、かつてはその義務に対応していた権利をうばわれた。」八〇—一頁。「たしかに、歴史家の他の一派は、ごく初期の時代ですら大多数の人びとも正義の分配に積極的に参加したことを否定する。ここでは、州裁判所やハンドレッド裁判所の複雑な問題の解決を試みたり、各町村の小議会が、どこまで正式の裁判所と見るに値するかといったさらにうるさい問題を論ずることは不必要である。」八一頁。

② そこで次に、封建裁判所(私的裁判所)が現われてくる。

「ノルマン征服の数世紀以前に、民衆的あるいは地方的裁判制度は、対抗する裁判組織とは対峙していた。——即ち、封建領主が有する無数の私的裁判所である。」
「封建的、あるいはマナーの、あるいは領主の裁判所として知られるこれらの私的裁判所は、州、ハンドレッドおよびウォプンティック Wapentake のもっと古い公的裁判所より徐々に優勢になっていった。」(拙注、私有化過程の介在がまず存在したことを意味する。)

「実際に、イングランドのすべての土地保有者は、その土地の住民のために裁判所の保有者であるようになっていった。」「領主』(dominus)という言葉の二重の意味は、かくしてその人が所有者であり主人(Lord)でもあったという二重の地位を示している。」

「二つの裁判組織間の争いで、封建的貴族の裁判所が勝利をえたが、しかしその対抗者を決して廃止することはなかった。古くからの民衆的裁判所は生き延びた。かつてはイングランド全体を包み込んでいた地方的裁判制度は、封建的裁判所の発展によって蜂の巣のように侵食された。各村が領主の支配下に移ると、村民会は、より広範的な権力とこれを実施するためのより効果的な強制力をあたえられたマナー裁判所になった。」八一頁。

「さらに、ハンドレッドが完全に有力な大貴族の支配下にはいると、これらのハンドレッドの裁判所もまた封建的裁判所に形を変えた。」かくして、私の特権が古い民衆的な民会の多くのもので代わった。それでも、古い制度は王の保護のお陰で抵抗の余地を一部のこしていた。「多くのハンドレッドは、決して誰か一人の領主の独占的支配に屈しなかったし、また州の裁判所は、もっとも強力なバロン(*)の侵食に対してもノルマン諸王によって護られた。」八一―一二頁。(＊バロン Baron の語は多義的である。ここでいうバロンは一応直屬受封者あるいは直屬封臣で、上層騎士層を指称しているといつてよいだろう。マルク・ブロック、前掲「封建社会」、二巻五三頁。cf. Pollock & Maitland, *HEL, op. cit.*, 1, p. 279 et seq. & p. 408 et seq. 後に触れる court baron は通常「自由土地保有裁判所」などと訳されているが、文脈によっては異なってくるものと言える。)

③ ついでノルマン諸王の司法政策について見てみよう。

「バロンに過度の司法権を得させないようにすることが、ノルマン諸王の政策であったが、これらの司法権をまったく抑圧してしよことは決して彼の政策ではなかった。」「征服王と彼の息子たちは、王の手がとどかず、民衆的な裁判所が力もちそうでない地域では、まにあわせのなやり方であっても、裁判がおこなわれることを喜んでいた。」「古い制度と新しい制度が併存した。両者を互いに対抗させることが中央政府の利益になった。」八二頁。

④ そして一三世紀以後のマナー裁判所の状況については以下の如く触れる。

「後の時代になると、(しかしマグナ・カルタのずっと後になってはじめて) 各マナー裁判所は、裁判をもとめられた訴訟の種別によって三つの異なった様相をもつようになった。後世の著述家は、次の裁判所の相互間に全体的な區別立てをしている。即ち、マナーの自由保有者のあいだの民事の争いを解決する領主裁判所 (Court Baron)、隷農民のあいだでの非刑事事件に判決を下すマナー慣習裁判所 (Court Customary)、および法秩序を強制して小さい犯罪を罰する小型の刑事裁判所、つまりリート刑事裁判所 (Court Leet) である。」「これらの裁判所の権限は多様であり、多くの地域で軽罪 (misdemeanours) は、マナーの執事 (Steward) ではなく、州の全域で半年ごとに開廷する巡回裁判所、即ち、『ターン裁判』(Tours) においてシェリフが管轄した。」「不完全に封建化された地域では、シェリフのターン裁判は、リート刑事裁判所が、特権管轄区域 (Franchise) 内でおこなったのとおなじ機能をおこなった。」八二頁。

但し、留意すべきことは、クリア・レギス同様、これらの裁判所は、司法的機能のみならず行政的機能を行使していた上、クリ

ア・レギスから純粹のコモン・ロウ裁判所が分離した後も、これらの若干のものは統合的機能を長く持ち続けていたということである。

(2) 拙稿、前掲八巻一号一八頁〔五〕注(15)参照。しかし、イギリスではドイツのような都市圏の形成は明確ではなかった。そして、イギリスの都市裁判所は基本的に、国王による都市君主(領主)の裁判所であった。

このイギリスの特殊性を生み出した契機につき、ウェーバー、前掲「都市の類型学」、一六四—五頁参照。

「イングランドの諸都市は、本質的に経済に関心を向けたケルペルシャフトになったのである。」「どこでもそうであるように、イングランドにおいても、バロンたちは、——広狭きわめてさまざまな特権を付与して——、自分たちの方でも都市を建設し始めた。」「しかし、われわれは、都市の市民が、国王その他の都市君主に対して暴力的な闘争をおこなったというよう話は、どこにもきくことができない。」(傍点筆者)。「国王その他の都市君主の城塞が暴力的に破壊されたとか、あるいは、——イタリアにおけるように——都市君主が城塞を強制的に都市外に移させられたとかいうような、篡奪の話は全く伝えられていない。」「都市君主に対する闘争で市民軍が作られたとか、任命された国王裁判官に代えて、選挙された官吏の独立の裁判権が力づくで設定されたとか、独立の編纂法典が作られたとかということは全くない。」一六四—五頁。

「確かに、イギリスにおいても、国王の授権によって、市民たちの特別の裁判所が成立している。そして、この裁判所は、都市市民に決闘を伴わない合理的な訴訟手続を提供する特権をもっており、また、それは、他方で、国王裁判所の訴訟手続の改革——陪審手続 Jury——を自分たちの裁判所に受け入れることを拒んだ。」「しかし、立法そのものものは、国王および国王裁判所の手中に握られたままであったのである。」「国王が都市に裁判上の特殊な地位を付与したのは、封建貴族の勢力に対抗して、都市を自分の陣営に確保しようという目的からであった。この限りでは、都市も、封建制内部における典型的な闘争から、利益を得ていたわけである。」一六五頁。

なお土地所有に関して、地方裁判所、とくに領主裁判所の管轄に関しては、拙稿、前掲七巻一号一八九頁以下参照。さらに一三世紀になると耕作農民が国王裁判所へ訴えを提起する事例も見受けられることについては、一九三頁参照。しかし、国王裁判所と領主裁判所の関係を見ねばならず、そして、都市の領主裁判所が都市以外と異なってくる点も考慮しておかねばならない。そこが一つのポイントになる。拙稿、前掲八巻二号九五頁以下〔(b)注(2)〕。

(3) Hanbury, op. cit., p. 29. 「征服時には、中央裁判所はなかった。州とハンドレッドの地方裁判所がそれら自身の最高のものであった。」「古い州裁判所は一種の地方議会であり、かつ、今日の意味の議会以上のものであった。というのは、立法のみならず、司法、行政の統治機能の三つすべてを遂行していたからである。」「その役人は、伯、司教、シェリフならびに出仕義務者であった。」「伯は一種の地方君主であったし、世俗権の宝庫であった。それは、丁度司教が霊的権限の宝庫であったのと同様である。」「二九頁。」「出

仕義務者は一定の土地所有者であり、彼等の土地保有によって、『裁判所への出仕 *seign*』を義務づけられていた。すなわち、彼らは州コートへ出廷せねばならず、そして、その判事として行為せねばならなかった。二九—三〇頁。「それらの主宰者は事実上通常シエリフであった。」三〇頁。「この役人の権限は一時ノルマン征服の結果として高められた。というのは、伯も司教も単なる土地所有者とは切り離されて、いかなる優越的地位をも享受することを止めたからである。そして、伯は事実上殆どの州から消滅した。」三〇頁。「ノルマン諸王は、シエリフを地方行政と彼ら自身の有用なリンクとして見た。そして、彼らは、広汎に彼を国王の使者として利用した。しかし、この高揚は短命であることを証明した。というのは、彼の権限は、州裁判所のそれと同様に、そして彼によって主宰されたその他のコートと同様に、急速に、クリア・レギスの拡張された権威によって、縮減されたからである。」三〇頁。

(4) 変遷過程の中でも、王の政策にかかる点として注目されているのが、ヘンリー二世の一一六六年のクラレンドン条例である。この点は後述注(29)参照。

(5) Palmer, op. cit., [County Courts], p. xi.

(6) Matland, op. cit., [Const. Hist.], pp. 105—7. (2) と言及する種類の裁判所として共同体裁判所(州、ハンドレッド裁判所)、封建裁判所、国王中央裁判所、国王巡回裁判所(ここでは一応教会裁判所は除外)を取り上げている。しかし、時期的なものを考慮して、例えば、エドワード一世時代のものを見るとすれば、同書一三二—四一頁が参考になる。なお、青山吉信編著、前掲「イギリス史I」二四〇頁以下「裁判組織」(城戸毅執筆)では、ヘンリー二世時代を中心に捉えているようであるが、必ずしも時期区分を考慮した裁判所の種類として分類しているわけではないように見うけられる。すなわち、三つの系統からなっていたとし、第一は国王の裁判所、第二は自治的地域州民集会の裁判所、第三は領主の裁判所であるとす。ただし、究極的には国王の裁判組織によって統合されているとする。わが国での当時における裁判所の捉え方としては、一般的な方法であるようである。なお前出注(1)参照。但し、本稿では、かかる諸裁判所が存在するのにも拘わらず、中央集権化が進んだことに焦点を合わせて瞥見しているものであることを断っておきたい。

ところで、先に瞥見して如く、*firma burgi*に関連して、都市の自治性に触れたが、ここでも、その自治性から生じる都市裁判所がどう国王の地方裁判所と係わるかが問題の中心となる。それに絡んで、既に考察した「賃租地に対する領主裁判権と国王裁判権の問題」(拙稿、前掲七巻一号二〇四—五頁注(31)(32)(34))の箇所も部分的にはあるが係わってくる。

なお、ノルマン征服に伴う、イギリスにおけるフランス人問題という点から念頭におかねばならない。cf. Caenegem, op. cit., [Birth], p. 12. すなわち、「バラにおいては、古いイギリスの裁判所は『イギリス人』のためのものとなった。それに並んで、『フランス人』のための全く別個のバラ裁判所が存在した。フランス人は、(ノルマン)征服者たちと共に到着し、彼ら自身の慣習に従って生活し、

かつ、彼らの特権、とくに若干の財政的特権を享受していた。」という。一二頁。この点の詳細は未検討である。

また、同時期的に発生し消滅したジャスティシアの問題があるが、それは後述する。

因に歴史的対象を取り扱う場合に、ことに史料の稀少性を伴う場合に、時期区分と重点の置所が著者によって異なってくることは避け難い。今日、メイトランドのアプローチについては、いろいろの批判が提起されているが、その一つにアングロ・ノルマン期の法制の取扱に疑問があるという指摘がある。John Hudson, Maitland and Anglo-Norman Law, in "Hudson (ed), The History of English Law," op. cit., p. 21 et seq. この点の見方はいろいろあるだろうし、史料を取扱う視角などからどう評価すべきかの問題は残るであろう。小山貞夫、前掲「イギリス法の形成」、五頁以下「第一篇 成初期コモン・ロー研究に関する新動向——ファン・ケーネムおよびミルソム学説を中心にしてのメイトランド学説批判についての覚書」参照。これらの歴史学的評価は法制史学者、歴史学者に委ねるとして、私が、本稿の課題との関係で興味を惹いたのは、ミルソムの著書『コモン・ロウの歴史的諸基礎』が、「制度的背景」から叙述し、しかも「正義（裁判）の中央集権化」が冒頭の節になっている点である。尤も、ここで留意すべき点が二つある。それは第一に、ミルソムもここで本稿の問題意識と必ずしも同一の立場には立っていない。第二は中央集権の問題をまず提示しようとする著者は他にもいる。例えば、Hogue, op. cit., は第二章で「王の中央集権化と絶対主義」を取り扱っている。三二頁以下。しかしそれは、時期的に本項の課題とは別の時期のものを想定している。もとより、ミルソムのここで扱っているテーマをほかの著者も無視しているわけではない。しかし、この問題に関する限り、ミルソムの問題関心が本項での狙いと一番近いように思われるので、ここではその視点を利用できると考えた。

なお、司法システムの中央集権化に寄与した「令状」システムについては、主として後述「第二款」「二 世俗裁判所の独立と特徴」〔三〕(1)(3)国王の顧問会議（クリア・レギス）の機能と中央集権化の問題」の箇所で言及したい。

(7) 拙項、前掲四卷二号九二頁以下。

(8) Milsom, op. cit., p. 26.

なお、財政の中央集権化の過程について城戸毅、前掲「財政史」一七頁以下参照。

「一〇六六年当時までにすでに王の大部分の収入は貨幣で徴収されるにいたっており、わずかに残っていた現物貢納も貨幣単位で評価表示されていた。」「一世紀初めに『州別ハイド評価』が作成されたことからわかるように王の収入の徴収は州ごとに州長官 (vicecomes, sheriff) の手を経て行われており、中央では彼らの年次の関係監査が実施され、納入される貨幣の質が重量の比較や溶融による貴金属純分の分離などの方法で検査されていた。」一八頁。

「一世紀初めにはまた宮廷の王の寝室とは別にウィンチェスタに保蔵室が設置され、宮廷の他にここでも必要に応じて財政業務が行われていた。この保蔵室は一世紀中のいつか、多分その後半には国王財政の中心としての地位を占めるようになる。」一八頁。

「ここでは比較の詳細に立ち入る余裕がないが、こうしたイングランドの財政行政組織は北西ヨーロッパ諸地域の中でもとりわけ先進的だったとみられる。」一九頁。

「一二世紀半ばにはウインチェスタ保蔵室に室長 (thesaurarius, treasurer) がおかれ、のちにさらに二人の管理官 (camerarius, chamberlain) がおかれていた。彼らは明らかに王の寢室にあつた同様の機構が宮廷から分離した状態を反映している。」とところが一二世紀に入ると保蔵室長は事実上廃止されてラテン名は同じだが、ウインチェスタに常駐するのではなく、巡幸する宮廷の一員となり、イングランド・ノルマンディの財務行政や保蔵室を統轄する財務府長官 (thesaurarius, treasurer) 職がおかれた。この過程はまたアバカスを用いた財務府の発生の過程でもあつた。「かくしてイングランドの財政行政体系は王の収入の徴税に従事する州長官の会計を監査し、王の収入の徴税を監督する財務府、移動する宮廷にあって日々の王の家計を運営する王の寢室＝宮廷財務室 (Camera Regis, King's Chamber) および固定した保蔵室の三部からなることになった。」一九頁。

「財務の中核は王の直領地収入またはそれが州長官によって定額で請負われた形態 (firma, farm) であり、これに裁判収入が加わり、さらにゲルドの如き特別税の重要性もまじつあつた。イングランドでは州長官による国王収入徴収請負は一一世紀前半に始まり、ノルマンディ公の征服以後一般化した。これが一般的となつたのは一二世紀初めヘンリー一世による征服以降だつたようである。」二〇頁。

ところで、ノルマン王朝の財政状況について、本項との関連で、城戸の指摘を続いで紹介しておきたい。それは、ウイリアムの征服によるアングロサクソン貴族の土地の没収とその土地を彼の部下・家臣であるフランス系の騎士・聖職者に軍役奉仕を対価として下賜したことに伴う財政的意味と、王家の手元に残された都市の財政的内容と、州長官 (シェリフ) が存在する王領からの収入・裁判収入に関するものである。

まず「一二世紀半ばまではさききのべたように十分な史料がないので確実なことはいえない」という。二一頁。因に「一二世紀後半以降一五世紀前半までのイングランド国家財政においては王領からの収入 (定期的な地代収入や直営地経営収入) が重要な意味をもっていた時期はなかつたといつてよい。それはこの時期のイングランド国家は固有の、固定的王領を有しておらず、どの時点においてであれ、王の手中にあるすべての土地は彼の臣民の誰彼の忠誠心を左右するための政治的手段——俸祿配分の機会と素材——を彼に与えたにすぎなかつたからである。」「この点は王領収入とりわけ王領の土地収入 (domaine immuable et muable) が中世を通じて財政上大きな意味をもちつづけていたフランスと著しく異なる事情である。」二二頁。

では王の収入は何であつたのであろうか? 「文筆家ウエイルズのジェラルド (一一四六?—一二二〇年?) の証言に基づいて當時からイングランド国王の収入の大半は土地領主権による収入よりもむしろ政治的支配権に根拠を有する各種の賦課金であつたという主張がなされている。」「また州長官が存在する州の王領収入・裁判収入等について王のために請負っていた金額を一一二九—一三〇

年の財政収入記録 (Magnus Rotulus Scaccarii, Great Roll of the Pipe, Pipe Roll) から拾って一〇八六年当時の同じ州の王領収入と比較してみると、大抵の州では前者は後者の半ばかそれ以下である。しかも一二三六年以降には財務行政の改革の結果、州長官の請負っている収入の内実はほとんど裁判収入に限られ、王領はとるに足らない額におちてしまう。」二二頁。

- (9) Milson, op. cit., p. 26. 「例えば、一定の侵害行為は侵害者の財産を国王へ没収する結果となった。地方制度は、それゆえ、結果として侵害行為と財産の貸借対照表たるものを生みだした。そしてその「拙注、下からの上納金」懈怠は科罰が加えられたであろう。」

- (10) 地方のジャスティシアについては、松垣裕、前掲「アングロノルマン期における地方司法組織」(イギリス中世研究編『イギリス封建社会の研究』所)二七三頁以下参照。ここでは松垣は「地方司法官」の語を地方ジャスティシアの代りに使用している。松垣によれば、「アングロノルマン期の地方法廷たる州法廷とハンドレッド法廷は、上述の如く制度的な存続は明らかであるが、その実態はかなりの変革を経験しつつあるようにみえる。すなわち、ハンドレッド法廷は『征服』以後急速に私領化が進み、また州法廷に対するシェリフの管轄権も漸次削減され始める。」「この変革を端的に示すのが、国王直属の司法官の創設である。」二七四頁。

なお地方ジャスティシアの起源に関する諸説の存在については、cf. Caenegem, op. cit., [Birth], p. 113, n. 31. 「H. A. Cronne, The Office of Local Justiciar in England under the Norman Kings, University of Birmingham Historical Journal, 6 (1957), 18~38はヘンリー一世まで遡って州ジャスティシアの職を跡づけたが、その証拠は稀少であった。cf. Richardson and Savies, Governance, pp. 173~4, 194~5.」さらに、クライムズはウィリアム・ルーファス時代から、地方在任のジャスティシアを地方における国王の裁判を実施するために任命したという。「これらの在任ジャスティシアはシェリフならびにその他の従者 ministers の上に立ち、州の最高の司法当局であった。彼らは事実上、国王の訴訟すべてとクリア・レギスの下にくるようなすべての訴訟を審理するための常任の委嘱を受けていた。そして、ヘンリー一世の時代には、あらゆるところに存在し、ステイヴンの下においてその重要性を失うよりも得てきていた。州の偉大な者、伯と司教はこの職に任命されることを切に求めた。しかし、ヘンリー二世の即位後数年間にこの地方在任のジャスティシアは記録から次第に消滅していった。」「というのには、ヘンリー二世の治世は司法組織において決定的に新時代になった。この分野は、在住国王ジャスティシアの利害関係が人的なものでなく、地方的であった場合には、彼らは一掃されていたので、新しい正義の手段を創ることは可能であった。これは一気に行われたものではなかった。しかし二一三〇年にわたって、次第に持続的な、修正された、しかし、実質的には変更されないシステムの基礎を一四世紀までに据えた。」Holdswarth, HEL, op. cit., vog. 1, pp. 42*~43* [Chrimes] (*印は、クライムズの論文の頁数を示す。)

- (11) 有光秀行、前掲「アングロ・ノルマン国王」八九頁以下参照。

- (12) 松垣裕、前掲「アングロノルマン期」二七四頁。

Milsum, op. cit., p. 26. ミルソムは地方ジャスティシアの重要な役割として、国王の収入とその監視機能を重視している。したがって、中央から派遣された嘱任者による定期的な監査に席を譲らざるをえなくなることを摘示している。

なお地方ジャスティシアと中央のジャスティシアでは機能が異なってくる。Milsum, op. cit., p. 32.

巡回判事の起源についてはいろいろの説があるようである。松垣裕、前掲二九三頁。「一定範囲の地域を巡回して司法業務に従事するという意味での『巡回判事』の起源については、種々異論（一一一八年説、一一二三年説、一一二四年説）があるが、一二世紀二〇年代の初めには、ほぼ巡回裁判権は成立したと考えることができよう。」「ただ、リーディが力説したように、この時代以降直ちに巡回裁判制が定例的に実施され、かつ全国をほぼ限なく王の判事が巡察した、と断定してよいかどうかは疑問である。換言すれば、巡回裁判の制度的確立の時点は、下ってヘンリ二世期に求めるのが妥当ではあるまいか。」

マッケクニ、前掲二八五頁以下。ここでは、旅歩きする裁判官に二種類あり、巡察裁判官 (Justice in Eyre) とアサイズ裁判官について言及している。「後出注(31)参照」。

なお巡回裁判は、地方における多様性と党派性の克服のため、即ち、画一性と不偏性のために必要とされたという指摘がある。相対的な弊害と利点があると思われるが、客観的に中央集権化に巡回裁判が必要であったことの一端を示しているといえよう。Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, pp. 283~4. 「巡回裁判の法的政治的結果」。

(13) クリア・レギスについては、第二款「世俗裁判権」の箇所を取り上げる。ただ一言「裁判所としての『王のクリア』」についての言及しておきたい。マッケクニ、前掲二七六―七頁。

「不平を言われていた弊害は、特徴としては中世的なものであり、それは、すべての政治部門が王室に集中していたという事実から生じた。この『王のクリア』は、たしかに、それ自体に近代的な内閣、行政部門（内務省、外務省、また海軍省のような）および種々の裁判所の機能を兼ね備えていた。それは、中でも、セント・ジェームズ宮やウェストミンスター裁判所の原型となった。王室外では何事を行うことも不可能であり、しかも、その王室は決して一か所に長く留まることはなかった。すべてが一つの点に集中したが、しかしその点は絶えず動いている点であった。王がどこへ行っても、すべての部門を備えた王のクリアもまたそこへ行った。王の正義の全機関は、ヘンリ二世が時にはその瞬間の衝動によって、一つの狩猟地から別の狩猟地へ移るに連れて、彼に従った。他の場所では重要な仕事の処理は困難であったので、多数が、彼を熱心に追って、そのうしろに群がった。」二七六頁。

「以上のことは、堪えるれない遅延、腹立たしき、そして出費を意味した。リチャード・オブ・アネステイの事件は、例証のため、しばしば引用される。彼自身の物語は、五年の期間「一一五八―一六三年」を通じて裁判を求めての彼の旅歩きの写実的記録であり、その間、彼は、王の後を追って、イングランドの大部分、ノルマンディ、アキテーヌ、そしてアンジューを訪ね歩いた。原告は、最後に成功を収めたが、彼の法律上の勝利のために高額の支払をした。彼は、大部分旅費である莫大な出費に当てるために、ユダヤ人

らから借金する羽目になり、彼の負債を、八六%という破滅的な利率の累積利息とともに返済しなければならなかった。」二七七頁。なおこのことは、cf. Chimes, op. cit., [Administrative History], p. 18 et seq. クライムズは、第二章で、「アングロ・ノルマン期の行政組織の発展」のテーマを設定し、まず、中央行政組織へのノルマン征服の諸効果の問題を追及している。

「ノルマン征服は中央行政組織に直接に極めて顕著な変更をもたらさなかった。ウィリアム征服王は自身を旧イギリス王制の諸属性を継承しかつ相続したと見なしており、また、その制度と方法は、彼にとつて提供された環境と機会として利用し発展するのに有用であると受け取った。事実、ノルマンディの公のCourt of the Kingの特徴の若干は不可避免的にイギリス王のCourtに移植された。しかし、行政分野では、二つのCourtの一般の特徴は一一世紀半ばでは殆ど相違はなかった。事実また、ノルマンの封建コンセプションはまもなく王のCourtのいろいろな面である変化をもたらした。その結果は、エドワード懺悔王のCourtでは存在しなかったし、また、しえないものであった。しかし、アングロ・ノルマンのクリアCuriaの封建的特徴は旧イギリス王の行政的仕組を代置するのではなく、補完した。全体として、最も顕著なアングロ・ノルマン期の中央行政史の特徴はそれ以前の高度の継続性であった。この分野で生じた変化は主として征服前に既に据えられた基礎の上に発展し、構築されることによつてもたらされた。ノルマン征服後の少なくとも一世代間は、革新よりも精巧化が基調であった。尤もヘンリー一世時(一一〇〇—一一三五年)までに発展の過程が実質的革新—その結果は、アンジュー家王であったヘンリー二世の治世に極めてよりはっきりとなったが——に相当するまでに十分に達したけれども。」という。一八頁。そして、続いてアングロ・サクソン時代に見られなかった全く新しい制度としてジャステイシアがおかれるに至った点を摘示している。そして、確かに、この職がイギリス独特のものであった点は留意しておかねばならない。一九頁。

(14) 国王統一と中央集権化が逸早く出来たことはイギリスの特徴であり、その要因の分析は、制度論上重要であろう。

このことを念頭におきながら、司法面における中央の地方統制の過程がここでの問題になる。

Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, pp. 65~69.

「クリア・レギスによつて取得された大きな管轄権の直接の結果は、シェリフの権限における増大となった。」六五頁。「中央政府に密接に接触している国王の派遣員は、時々国王の裁判所の重要な職の一つを保持するものであり、また、しばしば大きな直臣 *tenant in chief* 「直屬受封者」であったが、彼は、カウンティの支配者になるまで、王権の成長とともに重要性を増していった。」六五—六六頁。「彼はその歳入について、軍事力について、その警察について、その拘置所について、その裁判所について、すべての中央裁判所ならびに四季会議によつて彼に名宛された令状ならびにその他の命令の執行について、責任を有した。」六六頁。

同様の指摘は他にも多い。cf. Hanbury, op. cit., p. 30.

(15) マッケクニ、前掲五頁以下。マッケクニは征服からヘンリー二世の改革までの中央集権化の過程を以下の如く捉えている。(なお

前出〔注(一)〕参照)。少し長くなるが紹介しておくのも便宜かと考える。

「イングランド国家が生存を賭けたその初期の闘争において、この国を取り囲んだ難問題はたいへんなものであった。」五頁。「その大問題は、第一に、いかにしてみずからの生存をたもつかであり、その次には、ふたたびばらばらに引き裂こうとして休みなく働く解体への諸勢力に対して、いかにして防衛するかであった。」五―六頁。

「国家統一を可能にするためには、外国の征服によるきびしい規律が必要であったが、エドワード懺悔王みずからによる旧ウェセックス王朝の復活とともにふたたび分裂へのいろいろの力が働きたした。」「イングランドは再三細分される危機にさらされた。しかしデーン人が半世紀前に始めていたことを完成させるためにノルマン人の鉄の支配が到来した。」「アングロ・サクソン諸王の弱体ぶりも、国家の分裂も、両方ともに消えていったように、イングランドの完全な統一は、ノルマンによる独裁支配の結果であった。」六頁。

「その後、中世ヨーロッパにおいてイングランドを特異な国家ならしめたのは、その君主支配の強さであった。」六頁。「特に三人の王がこの結果に貢献していた。即ち、ウイリアム征服王、ヘンリー・ポークレア〔ヘンリー一世〕およびヘンリー・プランタジネット〔ヘンリー二世〕である。」六―七頁。「ある意味では、この三人の仕事は皆おなじであった。つまり、封建的無政府主義の、分裂への力に対抗する中央の権力を樹立することであった。」「しかしそれぞれの王の政策は、時代と必要の変化によって修正された。その建造物の基礎は征服王によってきずかれた。彼の性格とそのとりまく環境がむすびついて、史上例を見ない機会を彼にあたえたからである。彼の仕事の困難さと彼が首尾よい成果をおさめた方法は、克服しなければならなかった障害の性格との関連でもっともよく理解される。」「封建制はその時代の大きな潮流であった。――つまりその潮流は、その通路にあるあらゆる障害物を運びさるか、あるいは埋没させる自然の盲目的な力のように理屈によるものではないが、すべておなじ方向へ流れる多くの一点集中的な流れによってつくられたものであった。」「他のヨーロッパ地域では――即ち、ドイツ、フランスおよびイタリアにおいて、またスコットランドにおいても――もっとも有能な君主さえも、その王位はこの封建的潮流によって危うくされた。」「イングランドだけが君主制は堅固であった。」七頁。

① ところで「ウイリアム一世はこの急流を食い止めようとは考えなかった。しかし彼は、それを一方で受けいれながらも、彼自身の目的に役立たしめたのである。彼はイングランドで見た封建制度への傾向に注意し修正した。また、彼はノルマンの土壌から移植された封建的慣行や権利を大きく変更した。この目的のために彼が用いた特殊な手段は周知のものであって、ノルマン的要素に対してアングロ・サクソンの要素に均衡をもたせ、そのどちらかの彼に合ったほうをえらぶ彼の巧妙な政策とすべて密接に結びついている。」「彼は、イングランドでは、土地保有の制度、土地占有にもとづく社会的差別の制度としてみられる封建制度の採用を奨励したが、地方の政治と裁判の制度としては、その野放しの発展の弊害を抑えることに成功した。」七頁。

「かくして、ノルマンの封建的上部構造はアングロ・サクソンの慣行と伝統の基礎の上にきづかれた。しかしウイリアムは、改革が彼の目的にあう場合には、ためらわず改革を行ったのである。」「ノルマン征服の時までイングランドは大きな伯領 (earldoms) に分割されていたが、それらは廃止された。」「なるほど新しい伯 (earls palatine) として知られた大官さえも常に少数にとどまり、また、アングロ・サクソンの州長老 (ealdormen) のような独立の地位を得ることはなかった。」「ウイリアムは通常の伯を創ることにさえも慎重であり、彼が創った伯は間もなく単に実のともなわぬ名譽職の保持者となり、ノルマンの伯代理 (vicecomites)、つまりシェリフ (sheriffs) によってすべての実権は奪われた。」「イングランドの伯 (earl) は、『伯領』 (county) の実際の支配者という大陸の意味における『伯』 (count) ではなかった。伯 (earl) は自己の肩書となっている州 (shire) の中で過大な領地を保有することはゆるされなかった。」「八頁。

「大陸でたいへん一般的であった封建的な行き過ぎを抑制するために、巧みな工夫がもちいられた。」「私戦の権利、貨幣鑄造権および築城は、用心深く制限された。」「八頁。「他方、私的裁判権は必要悪として黙認されたけれども、限界内にとどめられた。」「八頁。「マナ (manor) は、イングランドでは領主裁判権の普通の単位であり、上級所領 (honours) の上級裁判所は例外であった。上訴が一貴族のマナー裁判所から彼の領主の裁判所へ提起されることはなかったが、少なくとも後の王の治世では、王のクリア (Curia Regis) への上訴が奨励された。この政策の結果は、『強い君主制、相対的に弱いバロンたちと均質的な国民』と適切にも概括されている。」「九頁。

② ヘンリー一世は、「王のクリア自体のなかへ新しい政治原理を象徴する新しい階級の人びとを入れた。以前はバロン領の保有者で占められていた国の要職は、今やヘンリー自身を取り立てた人たち、すなわち身分の低い人たちにあたえられた。彼らの功績が、王の恩寵を得るまでに彼らの地位をひき上げたのであり、権力を得る彼らの資格は王の好意だけであった。」そして、マッケクニは、ヘンリー一世の中央集権化のための業績の最大のものとして、財務府 (exchequer) の創設を挙げているが、この点はすでに言及したので省略する。九一〇頁。また、「巡察 Eyles」にも言及し、それが財務的目的のものであったが、必然的に司法関係の問題にまで及び、「司法事務が財政的業務とおなじくらい重要となり、ついにはそれ以上に重要になった」と摘示している。一〇頁。

③ しかし、このヘンリー一世の業績は、ステイヴン時代のアナキー時代ほとんど無に帰する状態になったが、アンジュー家のヘンリー二世の即位によって先人の目的を完成させようとしたという。一一頁以下参照。この点は、すでに触れた点であり、また、他の箇所而言及するので、ここでは省略する。

(16) シェリフについては、後述第二款二「世俗裁判所の独立と特徴」(三)「イギリスの特殊性——複合国家から島国国家への変遷過程における特殊性」の中で言及する。ここでは必要な限度に止める。

シェリフの抬頭した経緯については、プラクネット、前掲「上」一八一頁以下参照。

「アングロ・サクソンの諸王によるイングランドの統一は、地方の諸制度の問題を惹起した。彼ら諸国王がこの問題を解決したとは殆どいい得ない。というのは、アングロ・サクソン時代を通じて、統治は国王的というよりは、むしろ地方的なものであった——事実、国王を中心とする国家的諸制度の観念は、アングロ・サクソンのというよりはむしろノルマン的なのである。」(傍点筆者) 一八一頁。

「それにもかかわらず、アングロ・サクソンの国王は、地方の諸制度と関係をもち、事情の許すかぎり、それらにたいして、ある種の統制を加える政策をとりはじめた。」「すでに述べたように、州 (Shire or county) は、しばしば、古代の小王国の後継者であった。」「したがって、州宰は、あらゆる中央集権化の試みにたいして、地方の諸制度を支持するものであると予想されたであろうことは明らかである。これは事実そうであったようであって、まもなく州宰の外に、新しい役人すなわち州宰にたいしてではなく、国王にたいして責任を負うところの、国王の奉行 (reeve) が置かれることによって事態に應じることとなった。」「一八一頁。「国王の奉行の義務は、行政的および司法的事務の両者を含む、非常に種々雑多なものであったようである。」「一八一頁。「時がたつにつれて、国王の奉行は、州宰を犠牲にして、その重要性を増し、遂には州宰に代わって、『州長』 (Sheriff or shire reeve) という名称のもとに、州の長官になることは必然的であった。」「一八一—一八二頁。「後期アングロ・サクソン時代においては、彼の擄取および庄迫にたいする苦情は絶えない。そして、国王が自分の州長たちを統御しつづけることに若干の困難を感じていたことは明らかである。」「一八二頁。「ノルマン」征服後には、イギリスの州長をノルマンの『ヴィコント』 (vicomte) と同じものと考え、州長の官職をその線にそって発展させる傾向があった。」「拙注、vicomte を conte 「伯」の役人と考える傾向のあったことをいうのであろう。」「ノルマン王朝の諸国王は着実にこの傾向に抵抗した。彼らは、一一世紀の後半における非常に強力な州長をさえ統御し、彼らの地方的勢力を、国王のために利用するに充分な程に強い力を持っていた。したがって彼らは、相当に有力な人物を州長に任命するのに躊躇しなかった。」「長期にわたる政治的闘争の後、国王はついに、州長の在職年限を一年に制限し、中流の上の階級の土地保有者のなかから州長を選任するという政策を採用した。」「一八二頁。

因に、その衰退については、別途言及するが、次の点だけ、シェリフの全体像把握を容易にするために触れておきたい。

まず、ポロック・メイトランドは衰退の端緒について以下の如く述べている。Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 534. 「すでに一二世紀の初め前に、シェリフは、彼の若干の権限を失いつつあった。一二世紀末前に、彼の犠牲で成長を運命づけられていた制度の最初の胚芽を見る。すなわち、その後継者が治安判事 justice of the peace になるようなカウンティの平和の維持が騎士に与えられた (*).」「しかし、この世紀のシェリフは、一二世紀のシェリフ以上に、いろいろな機能、すなわち、軍事と財政、執行と司法の機能を持つ偉大な人であった」と。五三四頁。(*なお、治安判事の先駆的役割を演じた治安官 Keeper or conservator of the peace, custos pacis にあつた、こゝでは触れなうことにする。cf. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 286 et seq.

朝治啓三、「一二六四年の治安官」、(村岡健次・鈴木利章・川北稔編、『ジェントルマン・その周辺とイギリス近代』所収)、ミネヴァ書房、一九八七年、二頁以下参照。)

マッケクニは、さらに、マグナ・カルタ二四条との関係でシェリフの権限削減について以下の如く記している。

「ジョンの治世以前には、二つの機能が、二つの異なった型の王の役人にゆだねられていた。」「各地域の地方法務官吏〔拙注、マッケクニは「地方法務官吏」にシェリフ、城代 (constable)、コローナ、執行吏 (Baillif) を含めている。前掲三二九頁以下参照〕は、王の訴訟を『管理した』が、一方、王の裁判官だけが、それを『開廷する』ことができた。王はシェリフがますます独立して行くのを猜疑心をもって見ていたが、その猜疑心によって分化の過程が促進された。」「大司教ヒューバート・ウォルタが諸州に特派していた裁判官にたいし、一一九四年に発せられた入念な指令は、シェリフの権利を限界内にとどめておくことを意図した条項を含んでいた。つまり、シェリフは、リチャードの即位以来シェリフとして仕事をしてきた州内では、裁判官としての仕事をすることを明文をもって禁じられたのである。」前掲三二五頁。

「一二九四年の布告は、二つの点でその後の慣行を決定したようである。シェリフは、依然として半年毎のターン裁判、即ち、巡回裁判で自由に軽犯罪人を罰したが、他方で、コローナに王の訴訟の『管理』をまかせ、裁判官にその『裁判』をまかせた。」「当時の世論は、両方の原則を是認した。」「しかしジョンは規則違反行為を大目に見て奨励し、シェリフの恣意的なやり方を批判すべきコローナが存在しなかったときでも、シェリフの王冠訴訟に関与することを許し、また、彼らが、裁判官を待たずに、生命あるいは四肢の喪失をも含んだ終審的判決を与えることを許した。」「彼は、同じ人物を用いて、シェリフとして抑圧していた正にその州に、裁判官として訪問させた。マグナ・カルタ第五〇章〔注、拙稿では「条」を用いる〕で名指しで汚名を着せられた悪名高いアンジェラール・ド・ジゴニエは、彼自身のグロスター州で裁判官として活動した。」三二六頁。

「一二九四年に、シェリフの権力が制限されたことはすでに説明した。治安判事の起源は、通常、その翌年にまでたどられる。」「彼らは、次第にシェリフの職務を引き継ぎ、やがて彼らは州における支配権力として、實際上シェリフにとって代わった。」「テューダー時代には、ロード・レフテナント (Lord Lieutenant〔役職名〕) という新たな競争者が現われた。この役人は、当時、最初は王の軍事的権力を代理するために各州で任命されたのである。」「シェリフの衰退は、かくして、徐々にであったが、最後には完全なものとなったのである。シェリフは、その黄金時代には、その地域のすべての事柄——財政、行政、軍事、および裁判——を主宰していたが、それが今日のイングランドでは、州執行部の単なる名誉職の首長にすぎないものとなった。」三三二頁。

(また Hanbury, op. cit., p. 30. 「シェリフの」高揚は短命であることが証明された。というのは、州裁判所の権限同様、彼の権限もまた、急速にクリア・レギスの拡大された権威によって掘り崩された。)」

そしてさらにホールズワースは、その衰退について次の如く述べている。 Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 66 et seq.

「しかし、ノルマン諸王によって行使された統制がなければ、シェリフの職は伝承的になったかもしれない。そして、それが生じたならば、シェリフは有用な役人になった代わりに、危険な有力者に墮落したであろう。」「封上におけるシェリフ管区は一三〇〇年の制定法に現存するものとして考えられているし、ウェストモールランド州の場合には、一八五〇年まで伝承的であった。」「しかし、伝承的なシェリフ管区は決して数多くなかった。そして、ステイヴン治世によって、職の保有条件が普通ではなくなった。」「さらに「他の危険が一四世紀の初めに頂点に達した。一三〇〇年に、シェリフはカウンティによって選出されるものとする」と規定された。この制定法が廃止されずに残ったならば、この職は国王にとって余り価値のないものになったろう。そしておそらく彼ら自身の利益でそれを独占するより大きな土地所有者の餌食になったであろう。幸いに、これらの結果の認知は急速な廃止をもたらした。」「そして「一三一五年に、これらの選挙されたシェリフが『不十分』であるという苦情の結果、シェリフは大法官、財務長官、財務裁判所裁判官ならびに裁判官によって任命されるべきであるということが、リンカーンの条例によって制定された。」「彼らは州内に土地を持たねばならぬと制定された。」「そして、大領主の執事あるいはベイリフは非選挙であるべきだと制定された。」「六六―七頁。」「一三四〇年にはその職は一年間のみ保有すべきであると規定された。そして、一三七七年には、同一人物が再任されるまで三年経過されねばならぬと規定された。」「六七頁。

なおホールズワースは一三世紀から一九世紀の間にシェリフのより古い権限の喪失する過程について次の如く摘示している。
Holdsworth, HEL, op. cit., vol. I, pp. 67-8.

「一三世紀と一九世紀との間で、シェリフがかつて行使した大きな権限は、次第に彼から除去された。」「ヘンリー二世治世に、The Dialogus (財務府裁判所対話) [拙注、拙稿、前掲四卷二号一〇三頁参照]は、彼が国王の主要な会計官であったことを示している。」「イースター、ミカエルマスに彼は、出頭し、州の歳入に答えねばならなかった。」「しかし、時がたつにつれ、新しい租税と貢租が彼に無関係に課せられた。彼が責任を負うところの歳入は次第に重要ではなくなった。そして彼の出納府への出頭は最早要求されなくなった。」「彼の州の軍事力に対する統制はメリー治世のロード・レフテナント Lord-lieutenant の任命によって終止符をうった。」「六七頁。」「しかし、国王の平和の Keeper として、彼はなおそれを維持するため逮捕収監の権限を持つ。それは、新しいカウンティの警察がこれらの権限の行使の機会を彼から奪うまで。」「六七―八頁。

- (17) トレヴェリアン、前掲「イギリス史I」、一一九頁。
「多年の間に一步一步イングランド全土に及んだ征服と没収の漸進的性質が、個々の貴族が国土の多くの地域において土地を保有しており、彼の所領が、しばしば大陸における状態のごとく、単一の地方に集中していなかった」ということが、イングランド封建制の特質を形成する一つの原因であったという。

- (18) トレヴェリアン、同前。それで、「イングランドの典型的なノルマン諸侯の所有地が広範に分散していたために、王権は州の境界

内の家臣の権力よりもつねに強力であった。」

- (19) トレヴェリアン、同前。「それゆえに通常貴族身分の人物であるが、国王が罷免でき国王の役人としてだけ行動する州長官〔拙注、シェリフ〕を通じて、州を統治することができたのである。」

マッケクニ、前掲一五頁。

「イングランドの封建家臣たちを制御するためにノルマン公が採用した手段のうちもつとも重要なものの一つは、地方的支配者の組織の再編成であった。諸州の各グループにおける王の事実上の代理人は、今やシェリフであって伯ではなかった。Vicecomes (伯代理) というそのラテン語名は、この役人がまったく伯、即ち, comes を代理せず、王の直接の代理人として行動したのだから、誤解されやすい。『副王』(“viceroys” = 『王代理』の意) という名称のほうがその実際の地位と職務を正確にあらわしている。」一五頁。

Hanbury, op. cit., pp. 84-5. 「われわれは、ノルマン諸王がシェリフを州の支配者であることを見出し出したといった。彼の地位の極めて卓越していることが彼らの目的のため彼を有用な道具たらしめた。彼の威厳を保ちつつ、また、増大させつつある一方、彼らはシェリフを主宰者から副王に結果として替えた。メートランドは、『イギリスの裁判と警察の全史は、“シェリフの衰退と失墜” というこの球形の下にはいるだろう』という光輝く記述は、事件の流れの傾向が、彼の以前のものを消し、彼の後半の性格をいきいきとした色で描いている。」という。八四—五頁。同様の指摘は、Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 66.

なおマッケクニ、前掲一五頁。

「しかし地方政治の問題は根絶されたわけではなかった。それはただ違った形をとっただけであった。シェリフ自身は伯という競争相手から解かれて過大な力をもつ傾向があった。彼らは、決して公然と王権に反抗することを考えなかったにしても、王権の行使をさまたげ、収入の諸項目を私用に充当して彼ら自身の敵を罰した。この役職の保持者は独立を目指していた。シェリフの増大する権力に対する防御手段は、一部は財務府の組織のうちに、また一部は巡回裁判官のうちに見いだされた。つまり、シェリフの上に立つ巡回裁判官は、シェリフが治めている州における彼の悪行に対する告訴を審理したのである。ヘンリー一世は、このような方策によって死ぬ前にほとんどこれらの問題を解決していたようである。しかし彼の成功は、実質的であるよりむしろ見せかけだけであった。」一五頁。

「ヘンリーの解決の不完全さは、ステイヴンの治下で各地の主な貴族が両方の役職を己れに分捕ろうとして概ね成功したことで明白になった、即ち、ラルフ・オブ・チェスタやジェフリ・オブ・エセックスのような有力な伯は、王を強制して自己をその肩書きの州のシェリフとして確認させただけでなく、裁判官として働く独占的権利も自分らに与えさせたのである。」一五頁。

- (20) 前出注(19) 参照。

(21) シェリフへの人材登用については、前出注(16) 参照。

(22) 前出注(16) 参照。

(23) マッケクニ、前掲三二三頁。マグナ・カルタ二四条を解説したマッケクニは、この条項を「彼らの残酷さと王政の物語で充ち溢れている」ものの結果であるという。

(24) 前出注(8) 参照。

(25) マッケクニ、前掲一六頁。

「この偉大な支配者(注、ヘンリー二世)は、王室にしても地方役人にしても、その役職に付随する世襲の原則の増大を阻止するだけの力をもっていた。」「シェリフは、『シェリフの審査』という思いきった独特の方法によるだけでなく、組織的にまた慣例的に、頻繁に更迭された。」「それは主に彼らが、巡回裁判官だけでなく、リチャード一世の治世に初めて開かれる二つの新しい役人、即ち、近代的なコロナーと治安判事それぞれの先駆者を有力な競争相手としてもつことになったからである。」「地方の行政的首長としてのシェリフが王に反抗するおそれはかくしてまったくなくなった。」「それでも彼らはそれぞれ自己の管轄区域の住民に対しては依然として小専制者であった。王は自分の利益を怠慢にしたことに対しては報復する力をもち、進んでそうしたが、身分の低い臣民たちに対して犯される不正を罰するだけの十分な用心深さを必ずしももっていなかった。」「そこで地方政治の問題は、急速に新しい形をとることになった。即ち、地方役人が弱者に科する不当な罰金や虐待から弱者を保護するもつともよい方法は何かである。地方におけるシェリフの権力は、君主にとってはもはや危険の源ではなく、王が増大しつづける税を無難に取り立てることを可能にする機構の有力部分になっていた。」一六頁。

また富沢靈岸、前掲「イギリス史」一二四頁「州長官審問とノーサンプトン法令」の項では以下の如く指摘している。すなわち、「しかしながら、ヘンリー二世の志向した封建化政策は、国王を頂点として、あるいは国王権を背景として調和され秩序づけられるべき封建化政策であったことに注意しなければならない。そうしてヘンリー二世の政策は、一一七〇年の州長官審問という形で打ち出されている。それは、ヘンリー二世が州長官の世襲化、地方豪族化、州長官の地方行政の独断専行をきらっておこなった抜き打ち的調査であり、不徳な不適任な州長官を免職させ、大法院、財務府などにいた王の信任の厚い者を新しく州長官に任命してゆこうとするものであった。こうしてヘンリー二世はしきりに封建制の規制をすすめたのであった。」

さらに、この一一七〇年のヘンリー二世の行った審問について、Pollock & Maitland, *HEL*, op. cit., vol. 1, pp. 137-8. は以下の如く述べている。すなわち、

「一一七〇年にヘンリーは、シェリフの職から罷免されたシェリフの行為に対する大審問を開始した。」一三七―八頁。「われわれは、この『シェリフの審問』に関する指示をもっている。すなわち、それは、時の進むにしたがって、裁判の全機構が検証され修正

されたところの審問の条項の初期の範例である」と。

そして、かかるヘンリー二世の行ったシェリフの審問がシェリフの抑制に有効であったことを示すものとして、マッケクニ、前掲三三一頁の指摘がある。すなわち、「ジョンの父王は、特に一一七〇年に「シェリフの審査によって」彼がそうしたように、不服従のシェリフにその本来あるべき位置を示すだけの力をもっていた。」と。

- (26) ホールズワースの『イギリス法史』に序説的追加的論文を付したクライムズはこの点について以下の如く摘示する。 Holdsworth, *HEL, op. cit., vol. 1, [Crimes], pp. 1*~29**. すなわち、

「アングロ・サクソン期の裁判官としてシェリフが行為した証拠はきわめて少ない。シェリフ裁判所とハンドレッド裁判所の判決は、法廷出仕義務者の判決であった。そして、主宰役人としての、執行官と利潤徴収官としての、また国王の代理人としてのシェリフの職務は多重的であったが、これらは彼自身を判事として構成しなかつたし、また彼が州裁判所とハンドレッド裁判所の会期に単独で責任を負ったか否かは、ノルマン征服後までは、疑しい。」(※)一三頁。

「いかなる時にも、シェリフがハンドレッドへの彼らの巡回で処理された小違反の処分を別にして、国王の嘱任状あるいは令状による場合を除き、個人的管轄権を行使したかは疑問である。またかかる権限付与はノルマン征服後まで証拠はないように思われる。」(※)一三頁。

「実際、シェリフは、巡回にせよ、あるいはその他の方法にせよ、裁判官として任命されたが、しかし、一一九四年のリチャード一世の条例は、シェリフが彼ら自身のカウンティで、あるいは、国王の即位以降、彼らがシェリフであつたいかなるカウンティにおいても、裁判官として任命されることを禁止した。そして、一二一五年のマグナ・カルタ(二四條)とそれ以後の係争は、特定のシェリフあるいはその他の地方役人によって国王の訴訟を維持することを禁じた。」(※)一三頁。(後出注(15)参照。)

尤も、「シェリフの嘱任あるいは令状による判事としての活動は、国王の訴訟の挙行からの排除をもって決して終わらなかつた。」(※)一三―四頁。

「ブラクトンは、シェリフが国王の令状の権威にもとづいて管轄権を行使する場合、彼は裁判官として行為したことを主張した。」「フリータは、カウンティの管轄権を二重なものとなした。また裁判所自体のそれは、判事が法廷出仕義務者であつたものと見ていたし、また、シェリフのそれを、令状による国王からの委任による裁判官と見ていた。」(※)一四頁。

「二三世紀後半のシェリフの機能の包括的叙述は、現在も利用可能である。そしてまた、初期一四世紀におけるそれらの機能の詳細な分析も利用可能である。」「後者はとくにその職が長くかつ緩慢に衰退する期間に入ったときのシェリフ職の検証に有用である。」

(*) 一四頁。

- (27) マグナ・カルタ二四條は、「シェリフ、城代、コロナー、あるいはその他の朕の執行吏は、朕の王冠訴訟を開廷することができな

い」と規定している。

まず、シェリフの管轄権について、この二四条によって、国王訴訟（＝王冠訴訟）である刑事裁判を開廷することはできなくなった点を、当時のシェリフの権限を見る一つの標識におきたい。マグナ・カルタ以後は、シェリフは、国王訴訟以外の裁判の準備手続と執行手続、ならびに、軽い犯罪行為にかんする裁判を行うことになった。マッケクニ、前掲三二八頁。

そこで一二世紀末から一三世紀初頭にかけてのこのシェリフの管轄権の態様の変化に留意しながら、ハンベリーによってその管轄権を概観しておきたい。Hanbury, op. cit., p. 45 et seq.

「シェリフ裁判所は民事事項と刑事事項の双方のための州の裁判所であった。そしてまた、軽い犯罪のみのシェリフの巡回があった。」四五―六頁。「それは一二七八年におけるグロスター条例以後まで州の裁判所の現実の管轄権は重大には縮減されなかった。この条例はいかなる訴えも、争われている額が四〇シリングより下回る場合には、クリア・レギスに提起されないものとする」と規定した。それは現実にはクリア・レギスにおける密集を防止することをねらったのであるが、しかし、争われている額が四〇シリングを下回る事案に州裁判所を制限するものとして、逆の意味に解釈された。」四六頁。「しかし、シェリフは、カウンティの主要な人物であるのみならず、また国王の重要な代理人であったことを想起せねばならない。そして、ヘンリー二世は彼の裁判所を通じて彼を国王の利益の有用なる守護者であり、封建裁判所に対するそれらの保障であることを見出した。」「われわれは、開封権利令状に領主が従うことを確保するために、シェリフによって干渉の怖れを用いるという彼の工夫に富んだ方法に接してきた。」「さらに、シェリフは、*Justices* 令状「拙注、バロン裁判所からシェリフのカウンティ裁判所へ係争事案を移送することを命じる令状」が与えられていた。この令状によって、シェリフは、イニシアティブを取り、事案を封建裁判所から州裁判所へ移すことができたであろう。」「また、ジャスティス令状 *writ of justices* 「拙注、特別審判令状。四〇シリングを超える額の金銭債務の訴えを旧いカウンティ・コートにおいて審判するためにシェリフに与えた令状」は、彼に活動の大きな潜在的分野を開拓させた。というのは、それはなんらかの状況で、彼に無限の管轄を付与しえたからである。しかし、実際には、この令状は廃れてしまった。そして、*Justices* 令状は、後の段階で十分に論議せねばならぬ新たな *ejectment* の訴え「不動産占有回復訴訟」により、双方の権利令状の様式が代替されたことを伴う自然死を迎えた。」「しかし、ヘンリーは、国王の正義に役立つものとして利用しうるならば、州の裁判所を支持しようとしたけれども、彼はそれ自身のためにその管轄権を活性化し続けねばならぬという考えはもっていなかった。彼は、それが彼の目的に役立つ場合にはいつでも、*poenone* 令状「拙注、州の裁判所から中央の裁判所へ移送することを命じる令状」によって州の裁判所からクリア・レギスへ事案を移送したであろう。」四六頁。「その管轄権は、また、人民訴訟裁判所の先駆者としての新しい中央司法裁判所のヘンリーによる創設の結果として、自動的に衰退する傾向になければならなかった。」四六―七頁。「シェリフの巡回については、それは、クラレンドン条例とノーサンプトン条例「拙注、後出」の結果が軽い違反に対してその管轄権を制限しようとしたことを繰り返

返すだけでよい。そして、時々、巡回は、コート・リート court leet として知られる私人の手に国王の特許を通じて獲得されたことに留意するだけでよい。」四七頁。

(28) まずカウンティ・コートについて概略説明を加えておきたい。なおカウンティ・コートの訳として、県裁判所の訳を用いるものが多いが、州裁判所とするものもある。また、カウンティ・コートについては、前述のシェリフの裁判所あるいは州裁判所の説明と重複するところがあるが、ここでは、カウンティ・コートの民事管轄に重点をおきたい。また、既に多くの紹介もあるので、ここでは、これに対する中央集権化の影響に焦点をあてて警見するにとどめたい。

カウンティ裁判所 county court, comitatus の起源については、一般にアングロ・サクソン時代の「州民会 shire-moot」に遡り、ノルマン征服後は「州裁判所」(comitatus) (*)として知られているといわれている。マッケクニ、前掲八〇頁参照。(マッケクニ、前掲二八五頁注(1)では、「[]では州裁判所を示す」"comitatus" は、「問題の」土地が存在する州とその州の裁判所の双方を示す言葉である。それは、もともと、(comes) 即ち、(earl) 「伯」の勢力範囲であった。本書第二章参照。」とある。「拙注、第二章は「相続上納金」に関する条項であるが、ここでは、とくにマッケクニ、前掲二〇七頁以下の「伯の全バロン領」(Baronia comitis integra) の項の説明を念頭においている。] またクライムズは初期のカウンティ・コートについて次の如く摘示している。 Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, [Crimes], pp. 1*~2*. すなわち、「ノルマン征服前ならびにそれ以後長く、カウンティ・コートは『過去からの継承した民族の権利の潮流を流した大きなチャンネル』として、一般管轄権をもつ最も重要な裁判所であった」という。 p. 1*。なお、アングロ・サクソン期のカウンティ・コートについては、 Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, pp. 6~11. [Anglo-Saxon period]。特に、管轄権については、 cf. pp. 8, 9.

したがって、当初は、これまでもしばしば摘示してきた如く、このコートは、司法機能のみならず、あらゆる統治機能をも遂行してきた。いわば広汎な裁治権を行使していた。そして、その中から、次第に機能が中央に吸い上げられると共に、縮小してきた。 Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 70.

そこで、まず概観として、 Byrnes's L. Dict. p. 255 を引用しておく。すなわち、「古いカウンティ・コート (Shirenote) は、カウンティの伯、彼が不在の時には、シェリフによって主宰された。『Sutors』(すなわち、裁判所へ出廷義務をもつ自由人あるいは土地保有者) が判事であった。」「このカウンティ・コートは巡回システムが導入されるまで、主要な民事裁判所であった。巡回システム導入後は、それらの行う唯一の業務は、法外追放の宣言(現在衰退)とシェリフの選出(現在は別の機関による)だけになるほど使用されなくなった。それらは記録裁判所ではなかった。」

またプラクネット、前掲「上」、一六三頁以下「州裁判所」、一六四頁以下「州裁判所の裁判員」の項参照。

ところで、ホールズワースは、その行政機能の喪失の理由について、「この変化は、二つの主要な原因によっていた。」七〇頁。

「第一に、国会の興隆が、以前に、これら地方集会によって行使されていた権限をカウンティとバラの集まった代表と貴族院に帰属せしめる傾向にあった。」「第二に、治安判事の興隆が丁度シェリフの権威に密かに侵食したので、彼らのコート——四季治安判事裁判所——もカウンティ裁判所の権威を密かに侵食する傾向にあった。」かくして、シェリフが、令状の執行に主に関与するに至ったのと丁度同じように、カウンティ・コートもまた主に司法的あるいは準司法的業績に利用されるコートになるに至った。」七〇頁。しかもその衰退はカウンティ・コートの構成へも影響を及ぼした。七〇頁。

「最初から、四週間に一度開かれる小コートと大カウンティ集会の間に相違はあった。」そして、「これらの小コートは、一般に、出席することが彼らの土地の保有条件であることによって拘束される出仕義務者からなっていた。」そして、カウンティ・コートの権限が衰退するにつれて、それは、殆どあらゆる場合に、この種の小コートになる傾向にあった。」七〇頁。すなわち、州の総会的存在であった大コートには、一三世紀にはなお「大司教、司教、修道院長、高位聖職者、伯、バロン、騎士、ならびに自由保有者、リーヴおよび各タウンから四人、各バラから一二人の市民を擁していた」(六九頁)が、それが次第に小コート中心になって行ったことを暗示している。

そこで次にこのカウンティ・コートの司法業務についてみることにする。cf. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 71.

ところで、まず州の裁判所は民事と刑事の管轄権を保有する裁判所に分かれてくることに留意したい。Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, pp. 72~5. 「かくして、シェリフによって保有される裁判所は、一三世紀に二つのグループ、すなわち、民事管轄権を行使するカウンティ裁判所とハンドレッド裁判所と、刑事管轄権を行使するシェリフの巡回に分かれた。」七二頁。この点については、Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, pp. 529~30は次のように暗示している。すなわち、

「カウンティ・コートは月一回開かれた。それは、国王の役人であるシェリフによって主宰された。かれは若干の事項においては、選出役人であるコロナーによって援助され、チェックされた。それは法廷に対して証言する (facere sectam)、法廷に出席する義務を負う州の一定の自由保有者たる、出仕義務者 suitors (sectatores) によって随伴された。彼らは、裁判所の判事あるいは審判人 doomsmen (indicatores) である。」五二九—三〇頁。「それは、刑事事案における開始的手続のあるものを受け付けたが、大半は、非刑事事件である民事事件であった。それは人的訴訟における始審的管轄をもっていた。物的訴訟は封建裁判所が裁判所において懈怠した場合にここに到来した。国王裁判所から陪審裁判のためにここに差しもどされた」場合もあった。

なお一世紀半ばから一四世紀半ばまでのその構成と管轄については、Palmer, op. cit. 参照。この点に関しても、より具体的には、すでに繰り返し断わったように、本稿第二款「世俗裁判権」で取り扱う。ここでは、次の点のみ紹介しておく。

パーマーは、その著書の序文で、「本書は、主として一二世紀中葉から一四世紀中葉までの、イギリス・カウンティ・コートの構成的ならびに法的側面の検証である。」「この期間に、カウンティ・コートは、急速に重要性において衰退した。他方国王のコートは、

始審的管轄権をもつ通常の裁判所になった。「カウンティ・コートの衰退は、領主裁判所の衰退とともに、国王裁判所の増大する機能の裏面である。」「かくして、これらの年月のカウンティ・コートの歴史は法的憲法的歴史における中心的重要性をもつものである。」と云つてゐる。Palmer, op. cit., p. x i.

なお一四世紀初頭におけるカウンティ・コートの管轄権と訴訟手続について、クライムズは、以下の如く摘示している。cf. Holdsworth, HEL. op. cit., vol. 1, [Chimes], pp. 3*~4*.

「カウンティ・コートの民事管轄権は、少なくとも初期一四世紀においては、なお顧慮に値いしないものではなかった。それは、あきらかに国王の裁判所の解釈によって、包摂される額が四〇シリングの事案に関する人的訴訟に限定されたが、しかし、このことは有意の額であった。一四世紀の治安判事はなんら民事管轄権を有しなかった。そして、不法侵害、金銭債務、動産占有回復、家畜不法差押の小さな人的訴訟におけるカウンティの人氣はなお維持された。」(*三頁。「カウンティ・コートの土地訴訟における管轄権は、ヘンリー二世の改革と革新の結果として多く衰退したが、なお決してとって代わられはしなかった。なるほど、多くのかかる事案は国王の裁判所へ移送されうることを条件としてのみカウンティ・コートにおいて開始されたが、しかし、いずれの当事者も大アサイズ裁判 Grand Assize による手続を求めない若干のものは決闘裁判つきで当裁判所で処理された。また、裁判所は擅有 seisin を与ええたかも知れない。」「カウンティ・コートの古い管轄権のこれらの残滓に加えて、かなり広汎に多様な軽微な訴訟はシェリフの下で決定されえたであろうが、それらは当然 de cursu 令状、特別審判 justices 令状、最近の実力 fresca forcia 令状等のいずれであろうと、国王の令状によってのみである。シェリフ自身、令状によって、裁判所の出仕義務者の助けを借りずに、裁判官として行爲することもできたが、しかし、この場合の管轄権は国王の役人たるシェリフに属し、裁判所自体に属するものではなかった。」(*三頁。

カウンティ・コートの手続については、クライムズは次のように述べている。

「カウンティ・コートの手続は、基本的には、国王の令状が事案を国王裁判所へ転送させたり、あるいは、シェリフに指示を与えたりした時までの過去におけるものと同様であった。」「訴訟手続は、民事にせよ、刑事にせよ、口頭の申立 *plaint* によって、一定の文言を含んだ様式で開始され、また、事案の訴追のために二人の出仕義務者を提出することが苦情申立人に求められている。」(*三頁。「開廷日の設定のため、審理不出頭申立 *essoins foreoath*、問責の様式化のため、出仕義務 *secta*、宣誓援助等々のための古い手続は、勿論火神判、一三二五年後は水神判による立証なしに継続したが、一三世紀から様式性は減じる若干の傾向にあり、また、一四世紀には当事者を代表するアトニーの使用が増加した。」(*三―四頁。

「あらゆる種類の違反と懈怠に対する違反罰として強行された憐憫罰 *amercements* と罰金の徴収はシェリフの職務の大きな部分であり、国王の財政における重要な要素を構成した。」「しかしながら、多くの業務は、国王の裁判所への移送を条件としてのみカウ

ンティ裁判所において開始された。」(*)四頁。

(*amercement, amerciamment* を「憐愍罪」と訳す例としては、田中英夫編、前掲「英米法辞典」四五頁以下があるが、金銭罰でしかも処罰者の裁量が特徴なので、この訳が適当かどうかは検討の余地があろう。)

因に現在のカウンティ裁判所は一八四六年の County Courts Act の所産であり、その後一九八四年に重要な改正が施されたものである。

なお伊藤正己・田島裕、『英米法』、筑摩書房、昭和六〇年、一二二頁参照。

次にハンドレッド・コートについては、中央集権化の問題を考察する上では、第二次的地位にあるものではあるが、すでにカウンティ・コートとの関連でしばしば言及してきたので、ここでは簡単に触れておきたい。

まずノルマン征服とハンドレッド・コートの関係が、ここでの一つのメルクマールになる。その点は多くのものによって、同様な指摘がなされているが、とりあえず Caenegem, *op. cit.*, [Birth], p. 12 は以下の如く指摘する。

「ウイリアム征服王はイギリス人に彼らの法を維持しうることを約束した——しかし、彼の大陸の随伴者にも同様に維持しうると約束した。」「旧イギリス土地法は新しく導入された封建法と並んで継続した。旧共同体の州とハンドレッドの裁判所は、領主と封臣が着席して判示した判示される新しい封建裁判所とは別に会合した。」一二二頁。

そのイギリス法の発展における地位づけとして、アングロ・サクソン期を中心にした指摘は、*cf.* Holdsworth, HEL, *op. cit.*, vol. 1, pp. 11~3.

なおアングロ・サクソン期のハンドレッド・コートの状況とその私有化については、クライムズが詳述している。Holdsworth, HEL, *op. cit.*, vol. 1 [Crimes] pp. 7*~10*.

征服以後の発展については、Pollock & Maitland, HEL, *op. cit.*, vol. 1, pp. 556~60. 要約したものととしてファイフット、前掲四八頁。但し、その裁判所の構成・機能については著者により若干の相違がある。

「百戸村 (*hundred*) は、イギリス法の発展にある程度の重要性をもつ、もう一つの地方団体である。一二世紀の州裁判所のように、その裁判所は月一回会合し、その判官は、その地区の自由保有権者であり、その管轄権は、広汎であったように思われる。」「州裁判所とこの百戸村の裁判所との間の正確な関係は明らかではない。」「恐らく、百戸村では、正しい裁判を与ええなかったときに限って、州裁判所に訴えることが許されたのであろう。」「警察の単位として、それは独特のものであり、州長が、その十人組検査を行い、犯罪容疑者の名を知らずことを隣人に対して要求したのも、この百戸村においてであった。」「しかし、百戸村が、地方の領主の支配下に入ってゆく傾向は、国王裁判所の圧力の増大とあいまって、百戸村をも州裁判所の衰滅のまきぞえとしてゆき、この両者は、ともに、歴史のページから姿を没したのである。」「一四八頁。尤も、ポロック・メイトランドは、「三週間に一回」といっている。

Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 530.

裁判所の構成と機能については、Hogue, op. cit., pp. 137-8で以下の如く要約している。

「ハンドレッド裁判所はシェリフの巡回において十人組を監視する。すなわち、十人組の査閲である。——ハンドレッドの総会はイースターとミカエルマス後各年に催された。」「十人組は明白な目的に奉仕した。すなわち、それは、犯罪人の行為、国王の平和の違反、あるいは、国王の権利の侵害についての情報を、ハンドレッド内のその機能を遂行する国王のシェリフその他の者に供給することであった。」「さらに、犯罪人を確認し、できたら彼を裁判所に差し出すことであった。」「最後に、十人組システムは、国王「クラン」が罰金を徴収しうるグループを常に見出しうるための保証人であった。少なくとも十人組の一人の構成員の犯罪行為が他の者によって無視された場合にはである。」「一定の人々のクラスは、国王が平和を彼らが保持するための他の保証人を見出しうるという事実によって、十人組 *trinity* の構成員から除外される。すなわち、騎士、聖職者、財産保有の市民、ならびに領主がその家庭内でのそれらの生計に責任をとるところの家庭内の「mainpart (家内の者)」内に入る家内の使用人である。」「事実、ブラクトンが記した時までに、十人組はおそらくもともとは自由人のために企画されたものであろうが、隷農のための保証人のシステムになっていた。」「一三七頁。

ハンドレッド・コート¹⁾の運営については、cf. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, [Chimes], p. 12*.

「通常会期における『手続は、出仕義務者の名前の読み上げと審理不出頭申立書あるいは不在の免責事由書の提出に始まる。それから、規則的な業務が始まる。訴え、訴答書、雪冤宣誓、金銭債務の認諾、事案が法廷外で解決したことの報告、かかる解決をなすための許可の要請がなされる。書記はしっかりと判決と命令書を書き止める。この者は、次期裁判所において出頭のために留置される。これは裁量である。査問が行なわれうる。裁判所の審理中断のためにはそれだけの額が支払われうる。裁判所構成員の二人あるいは三人が憐憫罪を課せられたすべての者によって支払られる額を評価するため、すなわち、"affer" のために選出された。その結果合理的な憐憫罪についてのマグナ・カルタにおける準則が看取されうるであろう。』」(*)。(*この点については、マッケクニ、前掲三〇〇頁以下 [第二章] 参照。)

その重要性の衰退については、プラクネット、前掲「上」、一五七頁以下 [早期の百戸邑]、一六一頁 [後期の百戸邑 (裁判所)]。」「百戸邑裁判所 (あるいは、当時もつと普通に呼ばれていたところによれば、単に「百戸邑」(ハンドレッド)) は、百戸邑の役人 (hundred man, the reeve) と呼ばれた役人の司会のもとにあったが、彼の重要性は速やかに衰えた。なぜなら、百戸邑 (裁判所) は、当初もつていたと思われる独立性を失ったからである。一方で、多くの百戸邑 (裁判所) は州長の権力内に入り、その州長がまた国王に服属したとき、そういう百戸邑 (裁判所) は国王の百戸邑 (裁判所) となる。」「他方で、多くの百戸邑 (裁判所) は、国王の種々な範囲の特許状によるか、州長からの買受けによるか、または侵奪によるか、いずれかの仕方、近隣の土地所有者の手中に

落ちた。エドワード一世の時代までには半数以上が私人の手中に入った。すべての原始自治共同體裁判所にみられるように、判決は、裁判所を構成する人々の全團體から得られるのであった。百戸邑（裁判所）の場合、これらの人々『裁判員』(sitor)と彼らは呼ばれた」は、通常、はなはだ小さな地主たちであったように思われる。「拙注、sitorは多義的であり、元來は追隨者、追跡者、そこから原告を意味する場合もあるが、しかし、前述の如く、ポロックIIメートランドは『doomsmanとしての出仕義務者』という項を設けている。vol. 1, pp. 548-9. 本項ではこの意味で多く使用する。また、マッケクニ、前掲八六頁では、『随伴証人』(suit) (ラテン語の secta) として捉える場合を示している。またさらに先に触れたように『審判人』と訳されたこともある。かかるいろいろの側面が一つの語から由来する点は未検討。cf. Miller, op. cit., pp. 54-5 [suit].」そしてやがて、裁判所への出廷する義務はなんらかの個々の土地所有者に限定されること——これは、中世において普通だったいま一つの特異な事柄である——が慣行になった。」一六一頁。拙稿、前掲八卷二号一三〇頁注(4)における doomsman としての「出仕者」の箇所参照。]

Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, [Chimes], pp. 11*~12*.

「ハンドレッドの司法的重要性は疑いもなく一三世紀末までに衰退途上にあつた。しかし、なおそれは相当の業務量を有していた。それは、血まみれの盗人に対する即決的裁判を実施した。あるいは、シェリフとコロナーが他の裁判所へ転送する謀殺の訴えを記録するのを扶けた。また審問の実施と境界の査察の如き、土地に関する訴訟の付随的手続は処理されたであろう。しかし、自由保有権に対する訴訟になったとき、現在まで、国王の権利令状なしにはハンドレッド・コートでは何もなしえなかつた。また土地保有条件の奉仕の請求は、そこで聴聞されえたであろうし、また封讓渡がなされた。重罪に相当しない毆打と争闘や、家畜の傷害や大怪我をおわすことや、国王の令状なしに徴収される金銭債務の申立は聴聞されえたろう。」一一(**)頁。「不法侵害は他のところと同様にここでも、訴訟のために拡大された分野であつた。少額訴訟である動産返還訴訟と捺印契約訴訟、ならびに名誉毀損、パンと酒、ならびに、度量衡の令状から生じる告発はいろいろの処分行為のみならず、業務の中で顯著であつた。」一二(**)頁。

「ハンドレッド・コートは一三世紀末には衰退の途上にあつた。しかし、その衰退は極めて漸次的であり、また、長びいたものであつた。」一二(**)頁。

なお、伊藤正己・田島裕、前掲「英米法」、一二三頁参照。

(29) 拙稿、前掲八卷二号一三二頁注(4)。

クラレンドン条例の性格に関し、Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 137では、以下の如く指摘している。

「まもなく、おそらく一一六六年の第一月に、彼(ヘンリー二世)はクラレンドンに集會を再び持ち、『バロンの助言によって』、彼は、刑事裁判における大変化をもたらす条例を發した。これが、恒久的性格をもつものとして意圖されたものなのか、あるいは、単に、巡回のためにまさに送りだされた裁判官のための教示として役立たせるためのものかは確言しえないが、それは十分、新しく、

また厳しく、有力者の同意を要求するものであった。しかしながら、この同じ機会に、ヘンリーが、残存しない『Assize of Clarendon』の言葉によって記録されていることと共に、彼が時の経過と共に、民事手続の全史を形成し、かつ、土地法の本体に深く刻みこんだところの Assize of Novel Dession (新不動産占有侵害回復令状) を発した——裁判官への教示によってのみ発しえたらう——ことと同じ重要性をもつことになったもう一つの手段をとったのである。この条例あるいは教示の文言は残っていない。すぐにそれはそれらの周りに成長した判例法によって視野からかくされてしまった。」一三七頁。

Poole, op. cit., pp. 398-9. 「クラレンドン条例とノーサンプトン条例」。

『すべてのバロンの同意をえて』、この有名な条例によって、ヘンリー二世は彼の統治の始め以来、犯された犯罪を包括的に審問することを開始した。」「ハンドレッドのより責任ある人一二二人、あるいはタウンの四人はカウンティ裁判所においてシェリフの面前で、また地区を裁判官が訪れたときはその面前で、誰が強盗、殺人あるいは窃盗人、あるいは、かかる者を匿ったかを宣言することが求められた「一条」。「条例遂行に責任があるシェリフは、逮捕するために地域特権に立ち入る権限が与えられた「一条」。そして彼は、犯罪人の確保を担保するために近隣のシェリフと協力することが指示された「七条」。「彼の確保者の管理に備えて、拘留所が既に存在していない場合には、あらゆるカウンティにおいて、拘留所の建設が求められた「七条」。「クラレンドン条例は一般巡回の直前に発せられた。そして、それは裁判官が行為することが期待される指示を含んでいた。「しかしそれは単に暫定的な手段ではなかった。「それは、その文書が明示的に述べているように、国王の御意のある間は有効であった。」三九八頁。

「さらに、それが一〇年後ノーサンプトンで改訂した様式で再発行された時(一一七六年)、恒久性が再び強調された。『この条例はクラレンドンで、この条例が制定されて以来、今度まで継続的に支持されるものとし、また、それが国王の御意に適う限り、その後も支持されるものとする。』三九八―九頁。「巡回裁判の視察のまた直前に発せられたノーサンプトン条例は起訴犯罪に偽造と放火を付け加えた。」「さらに、一一九五年に Hubert Walter によって公布された王令において次の段階に到達した。この王令は、犯罪人の逮捕に関するクラレンドン条例の実体を一般的な文言で繰り返しているが、hue and cry [叫喚追跡] に従い、不法行為者の確保に援助を与えることすべての者の義務を強調した。」「一五才以上のすべてのものは、この目的のために与えられた騎士の面前で、彼らは平和を維持するだろうという宣誓をすることが求められた。」「これらの特定の任命された騎士は、後世の治安判事の前身として見なされるだろう。」「これらの三つの制定法は一連のものを形成している。機構における欠陥あるいは落とし穴を裁判所の実務が明らかにするにしがって、その前者を補充した修正した。」「それらは、『巡回条項 articles of the eyre』に類似性を保っている。それは、少なくとも、一一九四年以来、裁判官が州を訪問した場合に供給される尋問表 a list of interrogatories である。」三九九頁。

しかし、このクラレンドン条例もなお非合理的立証方式によって行われていたことも留意せねばならないだろう。「しかしながら、

この時期における犯罪人の裁判で、通常の立証方式は、クラレンドン条例によって指定された如く、冷水神判であった。」四〇—二頁。「クラレンドン条例（一一六六）とノーサンプトン条例（一一七六）の結果、シェリフは、逃亡者と冷水裁判で敗訴した者の動産価値について財務官に計算報告せねばならなかった。」四〇二頁。それは、この時期の裁判に伴う国庫収入が一つの目当てであったことを示している。

尤も先にも言及した、バートレットの『中世の神判』では、これらの諸法の評価を行い、当時における意識の合理性と今日の眼からみる非合理性の区別をせねばならぬことを強調している。前掲一〇二頁以下。「拙稿、前掲五卷二号一七六頁以下参照。」

「一二世紀と一三世紀初期のイングランドの裁判で果たした神判の役割の問題については、ヘンリー二世の諸法でしばしば提起された議論を考慮しないわけにはいかない。」「クラレンドン法やノーサンプトン法の刑事の規定は、一一六六年と一一七六年の間の裁判上の行動に混乱をもたらしたが、次のように定めている。（省略）」「この規定はヘンリー二世の神判に対する信頼欠如の表れと一般に解釈されてきた。仮に神判の潔白証明によっても刑罰から解放されないとすれば、立法者は明らかに神判の決定を真剣に受けとめていなかったのではないか、ということが問題になる。」一〇二—三頁。「告発陪審による予備訴追では事はさらに重要であった。」「しかしこの解釈は神判に対する誤解に基づいている。」「神判が神の裁きであったという事実とそれにまつわる儀式的荘厳さは、現代の評釈者に、その慣行を実際にあつたことよりも何か唯一絶対のものであるかのように思いこませてしまった。こうしたことから、神判が人の有罪無罪について争うことのできない神の宣言であるのか、それとも何物でもないのか、という議論に移行させてきた。そこで、個々の結果についての何らかの疑いがある場合は、すべて神判に対する疑惑の増大に帰せられることになる。すでに述べたように、神判は一連の裁判手続の中の一つであり、相互に関連した制度の一部をなしていた。神判それ自体のあるべき方法も、他の手続に影響された。」一〇三頁。

「イングランドのアンジュー時代の国王の裁判では、かつて神判がイングランドの法の中で常に演じていた役割をさらに果たし続けたようだ。有効な王権力の行使と神判使用との間に内部的な対立があつたというよりは、神判は王の権力行使の手段とすることができたのである。」一〇四—五頁。「神判を弱い中央の権威と結びつけることは誤りである。例えば封建主義のように、神判は政治的な地方分権と強力な王制の双方で両立することができた。メイトランドのみならず権威者たちも、神判がジョン王の時代に『隆盛』であつたと、進んで描こうとした。」一〇五頁。

ところで、これらの問題の評価については、当時の裁判の性格が前提となるであろう。その上で、ヘンリー二世の改革によるその裁判になお積極的な評価を加えるものもある。例えば、マッケクニ、前掲八七—八頁。

「この古い形の *‘jex’*、即ち、裁判（それはマグナ・カルタのいくつかの条項で言及されている。）は、かくして現代の『裁判』とはまったく異なるものであつた。言葉の今日的意味では、いやしくも『裁判』は存在しなかつた、——つまり、一方の証人対他方の

証人の証言の軽重考量も、公然の立証と反対尋問も、関連する法原則をめぐる討論もなかった。古い裁判は、単に形式的な検査法であり、決闘の場合をのぞけば、まったく一方的であった。『立証の責任』という句は当てはまらなかった。いわゆる『一つの検査法』(a law)を指定された訴訟当事者は、むしろ『立証の特権』をもち、通常は——特に免責宣誓において、神判でさえも、主宰する聖職者と手筈の打ち合わせを適切におけば——勝訴した。ある意味では、最終的な『裁判』は当事者自身によって、あるいはその一方によって決定された。別のより高次の意味では、論争中の事実は神意にゆだねられた。つまり、もし必要なら、奇跡の無実の者の正当な主張を立証したのだろう。』(傍点筆者) 八七—八頁。

ところで、この手続は、アングロ・ノルマン期のもので、アングロ・サクソン期と同じであったが、ノルマン期には、二つの新制度を作った。それは、決闘裁判と「事実審問」(inquisition)の導入であるとマッケクニはいう。八八頁。

これにたいして、ヘンリー二世の改革は、「一見したところ、裁判所手続の技術的な点についての単に些細な変更と思われるものを含んでいるだけであるが、しかし広く憲法上重要な原則がそれととき難く結びついている。その改革が手続上の小さな変更に見えるまで、急激な改革を改装させることは、ヘンリーのすぐれた才能あるいは政策であったが、マグナ・カルタの制定者も、一方で、単にこれらの些細な点を元に戻すことをもとめているだけのように見えながら、実際には、ヘンリーの改革より以前におこなわれていたまったく異なった状態へ戻ることをもとめていたということになる。」という。九〇頁。

しかも、マッケクニはその上で、刑事裁判について、クラレンドン条例とノーサンプトン条例に言及し、マグナ・カルタの制定者も、重罪が国王の管轄に入ったものを元に戻すことはできなかったこと、また、私訴をできる限り公共による告訴に置き換え、それに伴い、決闘裁判に代わる後に告発陪審となる制度の活用を企てたことを評価し、それがマグナ・カルタでも定着化させられていたことを強調している。九〇—一頁。

したがって、クラレンドン条例の合理性の評価は、なお一概に断定することはできないようであるが、とにかく中央集権化の一役を買っていたことは事実であり、それは、マグナ・カルタでも前提とせざるをえなかったものといえよう。

(30) 拙稿、前掲八巻二号一三二頁注(4)。

(31) 巡回裁判官については、前出注(12)参照。

Bagley & Rowley, op. cit., pp. 48~9. 「クラレンドン条例の第四、五、ならびに六条と、ノーサンプトン条例の殆ど各条は、国王の巡回裁判官——即ち itinerant justices あるいは justice in eyre (現代フランス語の error、すなわち歩き回る)——が一一六六年と一一七六年の間の一〇年間に、規則的な慣行になったことを示唆している。」四八頁。

しかし、周知の如く、巡回する国王の裁判官には、広汎な権限を行使し、一四世紀半ばまで活動した巡察裁判官と限定された任務をもつ巡回裁判官とが存在した。プラクネット、前掲「上」、第二部第三章「国王と地方裁判所」「巡回裁判官」一八四頁以下参照。

ここでは、巡回裁判官について、すでに多くのわが国の研究者も言及しているので、深く立ち入らないが、itinerant justice, justice in eyre, justice of assize の語法について些か言及しておきたい。そのためにはマッケクニの説明が便宜かと思われる。マッケクニ、前掲二八五―六頁。

ここでマッケクニは、「王のクリアと旅歩きする裁判官」という項目の下で、「王の評議会とその分枝」と並んで、「巡回裁判官 (itinerant justice) の裁判所」を挙げている。それは、「時宜に応じ、王の選任して委託した代理的機能を行うものであった。これらの委託された者たちの仕事の領分は、地方から地方へと移り歩いて、各州の裁判所を彼らと会するために召集することであった。彼らは、この方法で、古い地方的民衆的裁判所と王の裁判制度との間のつなぎ手となった」という。そして、「これら旅歩きする裁判官は、二種類あり、一つは、巡察裁判官 (Justice in Eyre) で、もう一つは、アサイズ裁判官であった」とする。二八五―六頁。

「巡察裁判官は、その最初の職務は厳密に司法的であるよりはむしろ財政的、行政的であったが、旅歩きする裁判官の最古の形であった。その歴史は、ヘンリ一世から一四世紀末に及ぶ。」二八六頁。これに対し、「アサイズ裁判官」は、やはり「旅歩きする裁判官であったが、少なくともその最初の形態では、巡察裁判官と共通したほぼ同じ特徴をもっていた。彼らの歴史はヘンリ二世の治世より古くない頃から今日までに及ぶ「拙注、一九一四年現在」。彼らは、迅速で合理的な手続を用いたので、最初から人気があったようだ。他方、彼らの裁判権の及ぶ範囲は、人気の増大につれて広がったが、彼らの授權状の諸条件によって制限されていた。」二八六頁。「最初、彼らの任務は、「授權状」の文言にいう『アサイズ』の名で知られる調査に限られた。新しい種類の旅歩きする裁判官は、かくして『アサイズ裁判官』と呼ばれ、それは、数世紀の間、彼らについていた名前である。しかし彼らの裁判管轄は、次第に増加して、今や民事、刑事のあらゆる訴訟を含むまでになり、またその間に、新形式の手続が発明されて、それが古い『アサイズ』にとって代わり、遂には、古いアサイズの全面的廃止を余儀なくさせるに至った。(しかし、それでもアサイズ裁判官と呼ばれたので、古いアサイズのことは何も知らない時代になっても、(新しい手続をおこなう) 彼らは、依然として『アサイズ裁判官』なのである。」二八七頁。

この巡回制度による中央集権化された司法制度がイギリスの特徴であり、それが今日まで維持されていることは、一九七一年の裁判所法 Court Act により、刑事法院 Crown Court が設立され、以前の courts of assize と quarter sessions [四季裁判所] に代置された今日でも、変容されて残っていることに現われている。

(32) 中央の裁判官とのちの陪審の基礎となる地方の出仕義務者との結合はやはり古いもので、征服王の裁判官が事案を聴取するとき、地元のものに事実認定させたことは、先にも触れた。Bagley & Rowley, op. cit., p. 49. この点もわが国の研究者によって多く紹介されているところなので以下の点のみを紹介することにする。

Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 152 [証責強辯 accusing jury].

「しかしながら、一一六六年に問責陪審が顕在化するに至った。あらゆるカウンティで二人のハンドレッドの人と四人のあらゆるタウンの人が、王の戴冠式以降、殺人、強奪、窃盗あるいは犯人隠匿の罪ありとみなされるかどうかの間に答えさせるために宣誓させうる。かくして問責された人々は神判にかけられねばならない。彼がそこで成功しても、神の神判が味方したとしても、彼は王国を遺棄せねばならない。」〔拙注、クラレンドン条例第一条参照〕。

Pollock & Maitland, *HEL*, op. cit., vol. 2, p. 642. 「告発（起訴）陪審 presenting jury.」このことはなお疑問であるが——われわれは、それは、ヘンリー二世がクラレンドン条例を発した一一六六年前にイングランドにおいて時々用いられたといってきた。」「その条例が現在われわれの出発点でなければならぬ。」

もとより、当時間責陪審とか告発（起訴）陪審とかという呼称があったわけではないが、この機能は、その後、大陪審と呼ばれる制度となり、イギリス法では一九三三年の裁判（雑則）法によって廃止されたが、アメリカの連邦法では今日まで機能していることは周知の事柄である。

(33) プラクネット、前掲「上」、第二部第三章「国王と地方裁判所」「訴訟の移送」一八七頁。「国王の優越性は、なおその他の方法によっても主張された。」「すでに一二世紀の初期には、『誤審修正令状』（False judgment すなわち下級の裁判所の判決を審査する手続）は、国王の訴訟であることが原則になっており、一世紀以上後になって、それは制定法のなかにとり入れられた。」一八七頁。

(34) プラクネット、前掲「上」第二部第三章「国王と地方裁判所」「中央集権化の諸結果」一八七—八頁。
「州長裁判権が巡察裁判官、そして巡察が利用されなくなったのちには、他のとくに授權をうけた者もしくは巡回する裁判官へ移転されたことに伴って生じた、州長「の手」から国王訴訟を奪ったことと、そして、国王の令状によって裁判をする国王の裁判官の手中に、土地に関する訴訟が集中化されたことは、州およびそのすべての役人が国王に永久に従属したことを示すものである。」一八七—八頁。

(35) クラレンドン条例による一層の中央集権化については、Holdsworth, *HEL*, op. cit., vol. 1, p. 76. 「マグナ・カルタによって固定化された司法システムにおける地位」、pp. 76—7. 「クラレンドン条例の効果」。

(36) Poole, op. cit., p. 339.
「反乱（一一七五—八二）に続く数年に、アンジュー帝国はその力の頂点に達した。ヘンリー二世はいまやイングランドの關係に彼の時間のより多くを捧げることが出来るようになった。その結果、イングランドは、平和で堅実な発展の時期を享受した。これらの時期に、彼の司法的行政的改革の多くが引受られたのである。ノーサンプトン条例（一一七六）がそれ以前のクラレンドンで樹立された手続を要約した。鑄貨の長い時期遅れの改革が、一一八〇—一年に発効した。そして、新しい国家防衛のシステムが一一八一年の武器条例となって組織化された。」三三九頁。

なお、cf Bagley & Rowley, op. cit., p. 48. また富沢靈岸、前掲「イギリス中世史」、一二四頁「州長官審問とノーサンプトン法令」では、クラレンドン条例を完成したものととして、一一七六年のノーサンプトン条例を位置づけている。そして国王の巡回裁判制に関していえば、全国を六分し巡回裁判制をより規則化したことを指摘している。

(37) なお前述のシェリフの巡回 *sheriff's tourns* については、cf Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 558 et seq. 「シェリフの巡回」。

「ヘンリー二世はクラレンドン条例によってシェリフに強盗、殺人ならびに窃盗を、各ハンドレッドの二三人と各ヴィラ「拙注、前出注(32)ではタウン」の四人の者の宣誓によって審査することを命じた。そして同時に、彼は、シェリフが、有力者の地域特権の内外を問わず、十人組の査閲「検査」*view of frankpledge* を実施すべきことを指示した。」五五九頁。
プラクネット、前掲「上」、一六二頁。

さらにシェリフの巡回とマグナ・カルタの関係については、cf Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 76. 「The Sheriff's Tourn」。
「シェリフの巡回の司法システムにおける地位と、その管轄は、事実上、国王訴訟を催すことをシェリフに禁じたマグナ・カルタの条項によって固定された。ハーンショウ Hearnshaw 教授が指摘した如く、マグナ・カルタのこの条項はシェリフから、より重い犯罪に対して管轄権を行使する国王裁判所を分離した。他方、一二一七年の特許状四二条は年に二回より頻繁に彼の巡回をしないものとすると規定したが、それは、シェリフから、三週間毎に会合し、民事管轄のみを行使するハンドレッド裁判所を分離した。」という。七六頁。

さらに、十人組の査閲の目的については、Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 530 では、次の如く述べている。すなわち、

「年二回シェリフは州のすべてのハンドレッドの巡回 *tour or turn* をする (*turnus vicecomitis*)。彼はハンドレッドの裁判所の夫々を開廷し、そして、これらの機会に、通常の出仕義務者のほかに多くの人が出廷せねばならなくなる。」「彼の目的の一つは、十人組の査閲 (*visus francplegii*) を催し、居住すべきすべての人は十人組 *tithing* に属せねばならない。」「この目的のためには、厳格な法が、かかるすべての人たちが出廷することを要求するが、しばしば、彼らは、主な誓約人 (*capitales plegii*)、彼らの十人組の長、十人組員 (*decennarii*) によって十分代表されると考えられる。」「この奇妙な十人組の組織はタウンとマナの組織と交織されている。またタウンは、シェリフの巡回において、各々そのリーヴ(長)と四人の人々によって代表されねばならなかった。」五三〇頁。すなわち、これが、十人組の査閲の制度のための巡回である。

しかし、「巡回のもう一つの目的は、『警察裁判所 *police court*』とよびうるようなものをシェリフが保持しうることである。犯罪と軽い違反に関する告発はそこでタウンの代表者と自由土地保有者の陪審によってなされる。軽い違反の告発は、その場で処理され

る。犯罪の告発は、国王の裁判官によって審理されるような被疑者に対する手続の開始に役立つだけである。」この軽い違反処理が巡回の刑事裁判としての機能である。「シェリフの巡回において、彼は、国王から委任された権限をもつ判事として行為するし、外見的には、ハンドレッドの出仕義務者はこの判決には関係しない。」五三〇頁。

なおポロック・メイトランドは、告発の詳細については、Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 2, p. 519で取り扱っている。またハンドレッドとシェリフの巡回については、Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 559で言及している。

また、Hogue, op. cit., pp. 137-8. では、巡回と十人組と査閲ならびに告発について要約している。ハンドレッド裁判所に関係がある点、その点は後述の注(38)で言及する。ここでは、十人組の査閲についてのみ紹介しておく。すなわち、

「十人組の査閲において、先に記したごとく、各村^{三三}は一人の村のリーヴと四人によって代表された。各十人組は村の主たる誓約人 pledge、首長あるいは十人組員によって代表された。」一三七頁。「また、査察において、少なくとも、主たる誓約人が、『査閲の条項』を含む審問の長いリストに宣誓に基づいて答えた後に、起訴陪審として奉仕するところの、ハンドレッドからの少なくとも二人の陪審を査閲において持つことが必要であった。」一三七―八頁。「自由土地保有者の陪審は隸農の陪審の答弁を聴く。それから自由土地保有者はシェリフへ提供した評決によって隸農の陳述を裏書きし、あるいは、訂正する。自由土地保有者は、彼らが評決の事実に対して宣誓することの拘束性から除外されることを要求しえない。フリータが宣言するところによれば、『それは国王の日であるためである』し、『また、平和を促進するために設けられたためである』からである。」一三八頁。

「そこでシェリフは行為せねばならなくなる。もし、彼が出来るなら、彼は、重罪の問責を受けた者を逮捕することを確保し、そして、軽罪の者に関する罰金を徴収し、あるいは彼らの支払のための保証人を得ねばならない。」一三八頁。

そして、その仕組は、国王の巡回裁判官のそれと同様のものになっていく。その点について、Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 152. すなわち、(一一六六年のノーサンプトン条例の施行に關し)「国王の巡回裁判官の前でかかる審問が行われた。かかる審問はまたシェリフによっても行われた。そして、後日シェリフがハンドレッドを通じて年二回彼の『巡回 turn』を行ったところの、犯罪にたいするそれらの審問の起源をここに見出しうるだろう」と。一五二頁。

なおRobinson, op. cit., pp. 126-7では、この制度の端緒について、すなわち、一一世紀のアングロ・サクソン制度について、比較史的視点を交えながら、以下の如く摘示している。すなわち、

「州裁判所は、行政・司法業務のための大法廷であった。州はウェセックスの王たちによって伯位あるいは伯に委託された。彼らは、それぞれ地方司教とともに、州のグループを指導した。この州法廷はそれゆえ大陸におけるヒルデブランドの改革の動き「拙注、ヒルデブランドは後にグレゴリウス七世になる。拙稿、前掲三卷二号三〇頁以下参照」とは外れて、俗的のみならず、聖的業務をも処理した。州の主宰としての伯の代理人はシェリフ shire reeve, sheriffであった。シェリフは王の役人であった。そして州にお

る管轄権は国王の平和の保護の下における共同体の事項であった。シェリフの『十人組の検分(査閲)』を行うためのシェリフの巡回は、この語義においてノルマンのものであろうが、しかし、あらゆる人が適当に彼の仲間によって責任あらしめられることを保証する十人組の現実の査閲は、エセルスタン Athelstan (九二七—九三九)あるいはエドモンド Edmund (九三九—九四六)に遡るよう思われる。州裁判所は年二回人びとが出仕せねばならぬ義務を負って出廷するのみならず、王ならびに彼の witan「賢人」の下に始審的に提起された事案における管轄権を受け入れたであろう。また、それは伯あるいはシェリフを通じて、王が与えた認可を宣言する団体であった。』一二六—七頁。(frankpledgeの訳としては、「十人組」のほか、「自由人保証制」「士家相互善行保証制度」等いろいろある。)

(38) まず、プラクネット、前掲「上」、一七四—五頁「自由人保証制」の箇所以下に如く説明している。

「(ノルマン) 征服の当時には、領主たちは彼らの小作人「拙注、借地人」のために保証人となる責任を小作人たち自身へ移転することができたように思われる。この変革は大した困難ではなかった。」一七三—四頁。「とくに十人組制度を運用する義務をもった百戸邑裁判所を領主が所有するかまたは支配したところでは困難でなかった。」「その結果がノルマン人法律家たちのあいだに『自由人保証制』として知られたものであった。そして百戸邑裁判所を所有していた領主たちはまた、さらに、各小作人が自由保証人制を正しく登録されているかどうかを検証する権利(これは通常は州長に所属した)をも所有した。これが『自由人保証制の検分』(view of frankpledge)と呼ばれたものである。」一七五頁。

なお Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 13 et seq. で十人組の起源に触れているところで、とくに注目すべき点として、ノルマン征服後の主要な変化に言及している点を挙げ得る。①自由人の十人組への強制参加を征服王によってもとめられたが、それはおそらく、ノルマンからの随行者の保護の必要性の圧力からであったろうと指摘されている。②その結果、シェリフが、十人組を査閲するハンドレッド・コートの特例会期が重要になってきた点を指摘している。③そして、クラレンドン条例に重要な変化がもたれられてくる。それは、シェリフの査閲がハンドレッドの通常の会期とははっきりと切り離されたものになったということであり、それがシェリフの巡回 sheriffs' tourn というあたらしい名称で呼ばれるに至ったという。一四—五頁。

ポロック・メートランドは、『イギリス法史』(前出)の第一巻五六八—七一頁に亘って、「十人組」のシステムについて述べているが、とくに、タウンシップと十人組について、五六八—九頁に懸けて述べている。ここで注目すべき点は、その仕組が全国同一ではなく、また場所においては、その存在さえ否定されたところさえあるという点であろう。五六九頁。しかし、おおまかな点は、これまでの叙述と変わらないように思われる。なお、十人組の査察は、その起源において、共同体の集会であるよりも、国王の治安裁判所 royal police court により近いという指摘もある。Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 658.

またバラの十人組の査閲については、Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 657で以下の如く摘示していることを追記して

おきたい。

「十人組のシステムは、バラでは行き渡っていた。十人組の査閲は時々全バラ（若干のバラでは『mickletorn』と呼ばれた）のために行われた。そこではメイヤーあるいはベイリフが主宰した。あるいはまた、バラは区あるいは『teat』に区分され、その各々がコートを有した。」六五七頁。「十人組を査閲する業務と違反者を提出する業務は、開放的な農村において行われるのと同様に城壁内にて行われたように思われる。」六五七―八頁。（なお査閲における違反者の提出手続にかんしては、*op. cit.*, vol. 2, p. 519.）

なおウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅰ」、一八六頁および一八九頁注（3）。ここでは、「ヘルの政治的・経済的要求をライトゥルギー的に充足する仕方」の一つとして（一八四頁）、「自由人保障制」として、その類型がイギリスと東アジアに見出されるとする。日本の徳川時代の五人組もその類型に属するという。一八六頁。「これに相当する組織の萌芽は、イギリスでは既にノルマン征服以前の時代にも存在していたが、ノルマンの行政は、このような強制団体を創設するという手段を包括的に利用している。被告の裁判所への出頭、刑事責任の有無に関する隣人たちの陳述——陪審 Jury はこれから発展した——、判決発見人 *Urteilsfinder* としての出廷および判決発見をおこなうこと *Urteilsfaltung* 自体、民兵の提供、軍事的な三公課 *trinoda necessitas*」〔拙注、築城、道路や橋梁の構築、軍役の負担は隷属民と区別されて、自由人自体の財産に課せられた〕、後にはその他種々さまざまな公けの負担が、関係者に連带的刑事責任を負わせて、強制団体に課せられた。」一八七頁。ただウェーバーは、なぜ西欧社会の中で、古代は別として、当時イギリスだけにかかる制度が発達したのかは説明していない。

また *Harding, op. cit.*, p. 83 は、この制度とアンジュリー制度である *titing* との関係について言及している。

「領主裁判所の社会的重要性は、もし、領主（土地所有者）が『十戸（人）組の査閲』の地域特権によって授權された権限と責任を保有する場合には、重要性をます。これは、彼に、彼自身の土地の中で通常シェリフによって、ハンドレッド裁判所の年二回の『巡回』によって行使される平和維持管理権を与える。それは、『*titing*（十人組）』と呼ばれるハンドレッドの旧い下位単位を利用したものであるけれども、アンジュリー王朝の裁判システムを發展させたもう一つの構成要素である。（*titing* は、観念的には、十人のグループであるが、それぞれの定住地のすべての住民であるのが殆んどのものであり、彼らは、彼らの構成員のために裁判所において誓約する義務があるものであった。）」八三頁。

- (39) シェリフの巡回と十人組の査閲の結合がイギリスの特性になっていく点については、*Holdsworth, HEL, op. cit.*, vol. 1, p. 78 et seq.

なお *Holdsworth, HEL, op. cit.*, vol. 1, p. 77 は、「クラレンドン条例のこの規定が十人組システムと結び付いて機能した方法はフリータならびにブリトンによっても書かれている」といっている。七七頁。

- (40) この点は、拙稿、前掲八巻二号一三四頁注（12）でも触れている。

なお、Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 76.

「一三世紀に一個の別の裁判所として出現したこの巡回は、二つの制度の結合物であった。それは十人組の査閲のための古い管轄と、クラレンドン条例によって導入された告発（起訴）presentment 陪審の新しい機構との結合であった。これら二つの制度は全く異なっていた。十人組システムの要素のあるものはノルマン征服を越えて跡づけられるのを見てきた。しかし、告発陪審はノルマン征服後までイングランドには導入されなかった新しい国王の司法機構の一片であったことを見てきた。そして、告発陪審はクラレンドン条例まで刑事手続に一般には適用されなかった。」この二つの制度は異なっており、また、分離しうるといふことは、ウエルズ法（一二八四年）が、ウエルズに、十人組のシステムの導入と、その監視機構なしに、イングランドにおける巡回のそれと同様な告発陪審機構をもったシェリフの巡回裁判所と管轄権を導入しえたという事実からも知りうる。「それゆえ、その最終形態におけるシェリフの巡回を理解するために、これらの二つの制度が巡回に結合される方法を簡単に眺めねばならない。」七六頁。

なおその詳細は省略するが、巡回と告発陪審との関係について言及した、ホールズワースの次の点は紹介しておきたい。すなわち、「二つの極めて異なった制度の結合をここに持つことは明らかである。そして、それらが異なっているということは、十人組の機能に関するそれらを、平和と秩序の維持に関するそれらから切り離す巡回条項のリストの若干において、また、それらに伴う手続の記述において、もたらされてくる。」しかし、「巡回の現実の重要な業務はハンドレッドの陪審員がシェリフへ告発することであった。主たる誓約人すなわちタウンの人々の告発は、現実には陪審員が依拠した殆ど証拠でもある。そして、彼らは、彼ら自身のイニシアティブに基づいて行為するが如く行為しえたであらう。」七八頁。

(41) Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 78.

「当然に、十人組システムが次第に衰退するにつれ、巡回の業務は、陪審員のシェリフへの告発 presentment がよりより中心になってきた。」七八頁。「この制度は一五世紀末には忘却されたように思われる。尤も、巡回を催す権利が私有化される若干の事例においては、十人組システムとの結合は、出席する陪審員がそれ自身主たる誓約者であるという事実によって維持された。」しかし、巡回がシェリフによって維持されようと、あるいは、コート・リートの名の下に（*）、それが私有化されようと、陪審による告発のシステムこそがその最も重要な機能になった。」七八頁。「それは、かくして、裁判における国王のすべての改革のなかで最も重要なものの導入によって強化され、改善された裁判所——陪審になった。」それはまた、とくに平和の維持に関連するコートであった。そして、それは、一三世紀末までに、とくに国王に所属すると認められた事項であった。」七八頁。（*コート・リートについては、後述注（61）。なお cf. Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 135 et seq. 「コート・リートの言葉はシェリフの巡回の管轄権を行使する裁判所に充てられる。そして、この管轄権に普通はパンとビールの裁判を催す権利が結びつけられる。」「リート leet」といふ語は東アングリア語である。もともとは、ハンドレッドの地理的区分を意味していたように思われる。しかし、ハンドレッド・ロールズと

Quo Warranto 「権限開示令状」訴訟記録においては、東アングリアにおいて法域を意味するために用いられている。しかしながら、この語は当時画定した管轄権の種類を示してはいなかった。「一般に、リートを催す主張は、主張された管轄権の種類の高い説明を伴った。」)

シェリフ裁判所の衰退については、cf. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, pp. 71-2. そのでは、刑事のシェリフの裁判所の衰退は、民事のカウンティ裁判所の衰退以上に急速であったことを摘示している。そして、「クラレンドン条例は、強盗、殺人ならびに窃盗に対する管轄を国王の裁判官に留保した」とする(四条)。七一頁。また、「ノーサンプトン条例は、偽造、反逆、ならびに放火の罪をこの留保リストに加えた(一条)」。七一頁。また、「一二一五年のマグナ・カルタはシェリフが国王(刑事)訴訟を保持することを禁じた。そして、ブラクトンは、シェリフが国王の平和違反を含むいかなる事案をも審理しえないとたたっている。」とする。七二頁。さらにまた、「一般的な準則として、一三世紀当初までに、カウンティ・コートは、刑事的管轄権をもつことを停止した。なるほど、シェリフは、比較的軽い違反を審理しえたであろうが、しかし、この管轄権を彼は、『彼が巡回していた』時、すなわち、ハンドレッドを巡って十人組が機能しているかどうかを視察するための巡回をする時にもったハンドレッド裁判所の特別会期において行使した。」「それ以来、この裁判所——シェリフの巡回裁判所——は、ハンドレッド裁判所と別になった。ハンドレッド裁判所はそれ以来カウンティ裁判所同様、民事のみの裁判所になった。」「かくして、シェリフによって保持された裁判所は一三世紀に二つのグループになり、カウンティ裁判所とハンドレッド裁判所は民事管轄権を行使し、また、シェリフの巡回は刑事管轄権を行使した。」七二頁。

(42) 前出注(16)。マッケクニ、前掲三三三頁以下。

(43) 「検屍官」という訳でなく、コロナーという訳をここで用いたのは、当時この役職は後述の注(46)で説明する如く、多様の内容の職務を遂行していたからである。

(44) 城代(constable)については、マッケクニ、前掲三三三頁。

(45) ベイリフについては、拙稿、前掲八巻二号一四五頁注(28)。

そもそもベイリフという言葉については、Shorter OEDでは、古フランス語の baillif に由来し、それはラテン語の bajulus の発展であり、carrier, manager, administrator を意味していたという。説明としては、①歴史的には、一定の地区において公行政権を委ねられた人。君主の代表、とくにハンドレッドの主たる役人。Jersey と Guernsey においては、国王に任命された第一席文官。②シェリフの下における司法役人で、令状の執行ならびに逮捕・拘束を行う。③荘園の領主の代理人で、レント等を徴収する。地所あるいはファームの執事あるいは管理人。領主の代理人。これらの説明が付されている。

因にバイイ bailli (仏)の「語義」をロベール仏和大辞典では以下の如く説明している。「①「歴史」バイイ。(1)一二世紀末に創

設された国王代官の職で、地方の司法、行政、軍事を担当した。(2)近世でバイイ裁判所長官。南仏では *senechal*。②「法律」(スイスおよびドイツの一部地域の)民事裁判官。「古フランス語の *baillif* の変形 → *baillif* 統治する → *bail* 総督 (ラテン語 *bajulus* 運搬人、使者 (→ *baile*) あるいはラテン語 *bajulivum* → *bajulus*)」。また、渡辺節夫、『西欧中世社会経済史関係資料集』四二頁では、「王、諸侯の家政機構の上級役職としてセネシャルが現われ、一二世紀中葉以降、北仏の大諸侯が王の下でこの役職を得るに至る。」「王国行政の上層部に固有の管区を有する真の俸給制官吏としてバイイ、セネシャルが現われたのはフィリップ二世以降である。」「地方代官たるプレヴォの権限乱用を制約するために配置されたが、数プレヴォ管区を包摂する形の上級管区が確立し、彼等は裁判権、徴税権を行使した。」と説明している。なお、英仏のこの点にかんする制度的比較に関しては第二款「世俗裁判権」の箇所に譲る。

(46) コロナー coroner については、プラクネット、前掲「上」、[第二部第三章国王と地方裁判所] 一八三頁「シェリフの抑止政策」(その二)「ジャスティシアと検屍官」参照。

「ノルマン征服の頃には、国王の代表者としての州長(拙注、シェリフのこと)は、多くの司法権をもち、国王をひどく不安からせた。なんとすれば、人民の不満が余りにも強くなった時に彼を解職するという、いささか乱暴な方法を除いては、彼を統御する効果的な手段がなかったからである。」「ノルマン時代には、国王の裁判官としての彼「州長」の権限にたいする若干の制御を行うために、いくつかの試みがなされた。」「国王は、しばしば、州に駐在する恒久的の司法長を任命した。」「検屍官 (*coroner*) の職務は、州長を抑止するのに役立たしめるために、発展せしめられた。」「ついにマグナ・カルタによって、およそ州長は以後国王の訴訟を裁くことを得ずと宣言された。この決定的な解決によって、州長の昔からの権力の大部分が奪われてしまった。」(拙注、一二一五年のバロン規約一四条では、「王に属する訴訟に関しては、シェリフは、コロナー無しには介入しないこと」と謳われている。」「しかし、国王が着実に国王訴訟 (*Crown pleas*) を片付けるための他の手段を発展させていたからこそ、このような解決が実施されるに至ったのである。」一八三頁。

また Holdsworth, *HEL*, op. cit., vol. 1, p. 82 et seq. [2]コロナーとその裁判所]では、コロナーの設置について、「一二世紀にシェリフの権限が極めて大きかったことを見てきた。そして、(一一七〇年の)シェリフの審問から、国王がすでに、若干の疑惑をもって彼らを検査していたことは明らかである。彼の権限を牽制し、また、国王の利益を保障するために、シェリフに並んで役人を置くことは明らかに便宜であった。これが一二世紀末までに決定的に認証された役人になったコロナーの制度のための理由であるというのは蓋然性がある。」という。八二頁。

(47) マッケクニ、前掲三三四頁。一一九四年にコロナーが設置された。それはリチャード治世の際にシェリフの権限抑制のために設けられたものである。前掲四四六頁。なおこの点に関する「一二一五年のバロン規約一四条」については、前出注(46)参照。前掲五

二九頁。

その任命と職務については、マッケクニは、以下の如く説明している。

「彼らは、州裁判所に集会した自由保有者の全体によって任命された。」「そしてこれらの職務の性格は『王に関する諸事項を管理するために』(ad custodienda ea quae pertinent ad coronam) という、幾世紀ものあいだ同じ言葉で述べられた職務上の宣誓によって説明される。」「彼らの職務は、一般的に王の利益を保護することであった。それで、彼らによる王の訴訟の『管理』は、このもつと広い機能の単なる一面にすぎなかった。」「犯罪容疑者を『逮捕すること』(attaching)——即ち、正式の告発を受理し、必要な保釈保証人を取ることのほかに、準備的取調べをしたり、身体傷害罪(mayhem)の嫌疑の事件で被害者の傷の大きさと性質を調べ、また贖罪物(deodands)、難破物(wrecks)、および埋蔵物(treasure-trove)を含む王の不時の取得物(windfalls)の有無を注意深く見張っていることが彼らの職務であった。」「彼らは、また、王に没収された動産の価格を見積ることもしなければならなかった。」「重罪人が聖所に避難したとき、彼らの持ち物すべてを没収すると同時に、彼らが国から退去すべきことを取り決めたのはコロナーであった。」「コロナーは、法益剝奪に付された人びとの記録を作り、また犯罪の嫌疑に関する『私訴』を受理した。」「三三四頁。なお設置後の変遷の概要については、マッケクニ、前掲三三四頁。

「マグナ・カルタは、コロナーが王冠訴訟に判決することを禁じた。」「しかし一二一五年以後でも、彼は、現行犯で捕えられた重罪犯を時々死刑に処していた。」「三三四—三五頁。」「エドワード一世の一つの法律〔原注(1)、ウエストミンスター第一法律C、一〇〕は、彼の職務を正確に定義し、王冠訴訟のために逮捕する権限と、刑事犯人を裁判に付するために提出する権限を彼にあたえたが、彼がこれ以上の手続を単独であることを禁じた。」「三三五頁。

「もともとは非常に広く様々であったコロナーの機能は、徐々に狭められてゆき、結局、今日では、通常その役職に結び付く職務は、疑しい状況が存在する場所で、死体に関する審問をおこなうことである。」「彼は、依然として埋蔵物についても責任をもち、また、シェリフが在職期間中の病気になるいは欠員の場合に、代役として勤める機能ももっている。」「三三五頁。

なお、Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 83 et seq. [2]コロナーとその裁判所]で、その設置について以下の如く述べている点を追補しておきたい。

設置については、「一三世紀と一四世紀を通じて普通各カウンティに四人のコロナーをおいた。彼らは、カウンティに居住し、国王と人民に責任を負うため、彼らのカウンティに十分な土地を持っていなければならなかった。」「八三—四頁。」「彼らはカウンティ裁判所において選出された。そして、他の中世の役人同様に、報酬なしに奉仕せねばならなかった。」「八四頁。

(48) Shorter OED p. 515によれば、コロナーは、アングロ・ノルマン語では cor(o)uner や cor(o)une、即ち Crown に由来する。そして、司法関係については、ラテン語の肩書きである custos placitorum coronae [guardian of the Crown] に由来するものとい

う。

(49) マッケクニ、前掲三三四頁。「シェリフがかって独占権をもっていた権限の大部分をシェリフと分担したようである。」前出注(47) 参照。

(50) 前出注(27) 参照。「マグナ・カルタは、コロナーが王冠訴訟に判決することを禁じた。」「しかし一二一五年以後でも、彼は、現行犯で捕えられた重罪犯を時々死刑に処していた。」マッケクニ、前掲三三四―三五頁。

(51) マッケクニ、前掲三三五頁。前出注(47) 参照。

(52) その衰退に関しては、Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 86 et seq.

「司法システムにおける変更と実体法における変更がコロナーの職務の衰退をもたらす。大巡察(あるいは一般巡察)が停止した時、彼の記録は、巡回裁判官にとって重要性をもつことを止めた。そして、重罪私訴 *criminal appeals*、共犯者証人 *approvers*、聖域 *sanctuary* の廃止、および、法外追放の事実上の廃止が彼の職務の多くを取り去った。一八八七年の *The Coroner Act* は明示的にその他のものを廃止した。」八六頁。

(53) この問題は、既に教会の土地保有との関連で、部分的ではあるが言及している。拙項、前掲七卷一号一五二頁以下。とくに、領主裁判権については一六〇頁注(13) 参照。イギリスの特殊性については一七七頁以下参照。賃租地に対する領主裁判権と国王裁判権の問題については一八九頁以下参照。さらに隷農と国王裁判所の係わりについては一九三頁参照。なお、領主の耕作土地保有者に対する権利の衰退については二〇七頁注(43) 参照。

国王の中央裁判所の優越性については、cf. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 187 [County (New) Court]。また、国王の裁判所の方が質的に優位に立っていた点については、cf. Caenegem, op. cit., [Birth], p. 34。

「出発点は、癩にさわる地方裁判所の代わりに、国王へ急行したいという原告の制御しがい衝動であった。人々がいつていることが文書化されているフランス同様イギリスにおいても、人々は『国王がいるところどこでも法がある』と感じていた。伝統的な裁判所の惨めな状態と、ノルマンのタフと結びついた王権の対照的な権力と威厳さが、なぜ人々が、(伝統的裁判所の) *judicium* [裁判] よりも国王の *vis et voluntas* [権力と意思] に訴えたか、そして、古い慣習よりも王の法 *jus regium* を好んだかを説明している。」三四頁。

(54) Hanbury, op. cit., p. 45.

「一二八七年、クリア・レギスはその敵対者に対して最高に達した。その敵対者は三つのグループに分けられる。即ち、シェリフの裁判所、封建裁判所ならびに特権裁判所である。」四五―六頁。

なお中央集権化については、cf. Caenegem, op. cit. [Private Law], p. 100 et seq.

「初期中世の地方独立性に代置する中央集権化は裁判所システムを形づくるに最大の貢献をした。教会と国家の双方にとってのこの発展で決定的要素は共同体あるいは君主国の全体を蔽う管轄権をもつ中央裁判所の確立であった。ウエストミンスターに開廷する中央王立裁判所である人民訴訟裁判所の範囲内で行われた中央集権化が、イングランドで極めて劇的であった。それは、第一審の非常に多くの訴訟に關し王国全体の管轄権を有した。それは、(ローマ法のアクチオに匹敵する) 国王の書簡すなわち令状によって開始された。かかる訴訟は自由人間で争われ、彼らはすべて、国王の管轄権に關わる権利をもち、それゆえ、ほとんど土地の権利が關係していた。」「ヘンリー二世(一一五四—八九) 下における中央管轄権の出現は当然に旧封建的かつ領主的裁判所の領域に侵入した。これは、広く、訴訟当事者が、強力な国王裁判所に極めて大きな信頼をもったという事実によって説明されうる。都市裁判所の衰退が続いた。そして彼らの能力は、あまり重要でない限られた事案に限定された。それはイングランドの国王の偉大な力であったし、また王国の急速な単一化であった。それは一つの中央裁判所の司法活動のこの極端な集中化を可能ならしめた。」一〇〇頁。

(55) Caenegem, op. cit. [Birth].

「旧イギリスのシェリフとシャアは消滅しなかった。丁度、フランクの *comites* と *pagi* が一〇世紀ならびに一一世紀の騒動で消滅しなかったのと同様である。」一五頁。「シェリフは、継続した。しかし司法分野では、彼はあまり高い地位にはなかった。それで、ペインター Painter 教授は正しくも、『errand boy』(走り使いの少年) と語っている。中央裁判所の興隆は、それが、地方司法官に致命的であったように彼にとつて致命的ではなかった。というのは、彼らと異なって、彼は国王の巡回裁判官によって順当にかつ簡単に取り去られえないような多くの機能をもっていたからである。しかしながら、そのことはヘンリー二世治世の発展であった。すなわち、その間に、いくつかの裁判所網の並列性とヘンリー一世の地方的巡回裁判官の実験は、重複性と不安定性をもたらした。」一五頁。

「中央裁判の圧倒的展開に直面して、古い地方裁判所——パロン裁判所、カウンティならびにバラ裁判所——は、教世紀は存続したが比較的無意義になっていった。」二四頁。

この点に關し、マグナ・カルタの三四条に言及しておかねばならぬ。本条が王と封建裁判所との關係において持つ重要性については、マッケクニ、前掲三六七頁以下参照。「(プレシビ) と呼ばれる令状は、自由人がそれによって自己の裁判所を失うかもしれない場合には、今後、何びとにも、いかなる保有権についても、発給せられないものとする。」とある。マッケクニは、一二一五年の紛争の核心をなした條項であると指摘する。但し、この條項にも拘わらず、いろいろの手段を用いて、国王の裁判所の管轄権は拡大されて行つた。前掲三七三頁以下参照。

(56) 一般には、マッケクニは、慣習的裁判所、封建裁判所、国王の裁判所の三つの関わりについて、以下の如く述べている。八三頁。

「三大裁判制度、即ち、民衆の正義(拙注、慣習的裁判)、封建的正義(拙注、封建的裁判) および王の正義(拙注、国王の裁判)

が、概してここに列挙した順に相次いで興った。しかしその順序はある点では時代順であるよりはむしろ論理的である。どこで一つの制度が終り次の制度が始まったかを示すような絶対的な線を引くことはできない。マナー裁判権の萌芽は、古い時代から存在していたかもしれない。州裁判所とハンドレッド裁判所は絶えず強力な地方豪族の支配下に落ちる危険があった。しかし一部のハンドレッド裁判所だけは彼らの手に落ちてしまったが、州裁判所は（王の庇護のお陰で）最後までマナーの裁判権からの独立を維持することに成功した。「また一方で、古い時代から王の裁判所は、州裁判所から訴訟事件を引き取り、マナーの特権的裁判権に干渉した。」

「領主裁判所は死滅することなく、老朽化するまで静かに浸食された。」
なお拙稿、前掲七巻一号二〇七頁注（43）参照（地方裁判所と荘園裁判所）。そこで言及した Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 64 et seq. は、その第一編「司法システム」第二章「旧地方裁判所の衰退を新カウンティ・コートの興隆」の中でこの問題を取扱っている。

因に中央集権化に伴う地方裁判所（共同裁判所と特権裁判所）に対する国王訴訟による統制についてのブラクトンの記述については、Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, p. 310. 「中世末までには、共同裁判所とマナー裁判所の管轄権の大部分をコモン・ローは吸収してしまつたであろう。その準則は、大部分バラの慣習を克服し、またより小さな商事取引に対して規制したのである。」三一〇頁。

(57) Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, [Chimes], p. 15* et seq. これまでも封建的という語を使用してきたが、この語をイギリスでどう使用するかは、一つの問題点である。クライムズはその点以下の如く述べている点は参考になるだろう。

「今日少数の学者はアングロ・サクソン末期の土地保有と私的管轄の仕組は封建的、あるいは、とにかく、ノルマン征服後の世紀間に広まった条件にその語が普通適用されている意味で封建的と、適当に properly 呼びうるという後述の意味合いを受け入れているようである。（しかし）よりよい意見は、封建制の本質的特徴、feudum の概念ならびに封保有条件の軍役奉仕の義務、および、それらの付随物は、ノルマン征服前には存在しなかつたということ、そして、それゆえ、アングロ・サクソン状況の記述のために、『封建制』の語を使用することは、避けた方がましであるということである。」一五（*）頁。「ノルマン征服前に存在したところの私的管轄権は性格的には封保有条件ではなく、明示的な王の付与あるいは取得時効の結果であつた。かくして、性質としては、封建的ではなく、地域的特権的 franchisal であつた。」一五（*）頁。「アングロ・サクソンの土地保有の方法は、例え riding service をもつた laenland [拙注、拙稿、前掲六巻二号五三頁では「貸与地」とする]でなくとも、征服後の仕組と比較しうるならかの土地保有条件のシステムに発展したであろうという証拠はないし、また bocland [勅許的私有地] が何らかの種類の土地保有条件の紐帯 tenurial ties に馴染まないものとして記しうるような証拠もない。」一五—一六（*）頁。（拙注、riding = trithing, thrithing, triding. 田中英夫編、前掲「英米法辞典」八六四頁では「イングラントの Yorkshire と Lincolnshire に存した shire (州) に次ぐ下級行政区分で同地

方に九世紀に定住したデイン人により創設されたものとされる。もともとは三分の一という意味の語で、後に *riding* と綴られるようになった」という。また、*Black L. D. p. 1486.* では、ヨークシャーは東西北のライディングの区分をもっているという。p. 1679では、そのコートは、*court-leet* に類似するものでカウンティ・コートの下位に位置するという。）

そこで、マッケクニ、前掲八一頁以下「(2)封建的裁判所」で取り扱っている「封建的裁判所」という項を参照すると以下の如く記している。

「ノルマン征服の数世紀以前に、民衆的あるいは地方的裁判制度は、対抗する裁判組織と対峙していた。——即ち、封建領主が有する無数の私的裁判所である。封建的、あるいはマナーの、あるいは領主の裁判所として知られるこれらの私的裁判所は、州、ハンドレッドおよびウォプンティクのもっと古い公的裁判所より徐々に優勢になっていった。」八一頁。

「実際に、イングランドのすべての土地保有者は、その土地の住民のために裁判所の保有者でもあるようになっていった。『領主』(*dominus*)という言葉の二重の意味は、かくしてその人の所有者であり主人 (*lord*) でもあったという二重の地位を示している。」「二つの裁判組織間の争いで、封建的貴族の裁判所が勝利をえたが、しかしその対抗者を決して廃止することはなかった。古くからの民衆的裁判所は生き延びた。」かつてはイングランド全体を包み込んでいた地方的裁判制度は、封建的裁判所の発展によって蜂の巣のように浸食された。「各村が領主の支配下に移ると、村民会は、より広範囲な権力とこれを実施するためのより効果的な強制力をあたえられたマナー裁判所になった。」「さらに、ハンドレッドが完全に有力な大貴族の支配下にはいると、これらのハンドレッドの裁判所もまた封建的裁判所に形を変えた。」「かくして、私の特権が古い民衆的な民会の多くのものにとって代わった。」八一頁。「それでも、古い制度は王の保護のお陰で抵抗の余地を一部のことしていた。多くのハンドレッドは、決して誰か一人の領主の独占的支配に屈しなかったし、また州の裁判所は、もっとも強力なバロンの浸食に対してもノルマン諸王によって護られた。」八一—二頁。「バロンに過度の司法権をえさせないようにすることがノルマン諸王の政策であったが、これらの司法権をまったく抑圧してしまふことが決して彼らの政策ではなかった。」「征服王と彼の息子たちは、王の手のとどかず、民衆的な裁判所が力もちそうでない地域では、まにあわせのなやり方であっても、裁判がおこなわれることを喜んでいた。」「古い制度と新しい制度が併存した。両者を互いに対抗させることが中央政権の利益になった。」八一頁。

(58) マッケクニ、前掲八一頁。Court Customary という範疇は後世の著述家の所産であるという。そこでは、「隸農民のあいだでの非刑事事件に判決を下す」ものであり、マナー内に設置されるものという。もっともその権限は多様であるという。

また *Milson, op. cit., 22.* は、「しかし、国王裁判所は非自由民を援助しない。そして、彼らの法において、非自由民の土地が、領主の意思で、非自由民の土地保有者が保有する場合には、領主に非自由民は属するということを言うことによって、事態を合理化した。上記のことから分かるように、かかる土地においては権利もなければ、裁判所もなければ、判事もいなかった。領主の意思が宣

言され、かつ記録される集合物があるにすぎなかった。このことは慣習裁判所として知られるに至った。そして、非自由民の土地にその他の権原はない以上、それは国王裁判によって次第に統制されたけれども、それは存続した。」二二二頁。

この点に関し、拙稿、前掲七巻一号一九三頁以下で一部言及している。

なおプラクネット、前掲「上」一七五頁参照。

(59) cf. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, [Chimes], p. 15* et seq. Milsom, op. cit., pp. 15~16.

私的あるいは地域特権（フランチャイズ）裁判所については、Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, pp. 17~32 「私的・特権的管轄権」でも取り扱っているが、ことに二四頁以下で「ノルマン征服の効果」を取り上げている。それらの点は、必要な該箇所でまた言及することにした。

なおここで一言プラクネット、前掲「上」、一七九―八〇頁によってこの私的管轄権に関する指摘を紹介しておく。

「(ノルマン) 征服以前においてすら、いくつかのきわめて広大な私的裁判権が存在したが、(ノルマン) 征服以後はそれらはもつと封建化した形態において存続し、きわめてしばしば『名譽領』(Honours) という名称を与えられた。名譽領は、その土地を保有するバロンたちから成る裁判所によって支配され、その手続および管轄は国王自身の裁判所のそれときわめて類似していた。」「一二世紀中葉における名譽領裁判所の事件のいくつかの良き例は、重要な財産上の諸問題が、いかに国王裁判官やその機構に保護を求め必要なしに名譽領の裁判所において争われ、また時折、終局的な協定によって解決されたかを示している。」

次にフィーフット、前掲四五頁以下の特権的管轄権に関する点をここで紹介しておく。

「領主は、さらに、その経済的地位や封建的権利のなかに含まれたものでないが、少なくとも理論上は国王から明らかに授与された特権にもとづく、有力な刑事裁判権を享有できた。この『特権』(franchise) 裁判権の範囲は、特別の特許状の文言によって定まるのであり、その裁判権につき争われたときは、その特許状をもってこれを支持しなければならなかった。その文言の文脈からして、『サック・エンド・ソック、トル・エンド・ティーム・インファンティーフ・エンド・ユトファンティーフ』(Sac and soc, toll and team, infangtheof and utfangtheof) という言葉や、大法官府の事務官たちがしゃべった聞こえのよくないその他の妄言の意味をしぼりだすことは、土地譲渡証書の一般文言を説明したり、ヴィクトリア式建築の装飾を解釈したりすると同様に興味索然たる仕事である。このような特許状の与えた特権のうち最も重要なものは『十人組検査』(view of frankpledge) を行う権利であった。」「四五一―四六頁。」「この制度の維持を監督するのは、国王の官吏の職務であるのが普通であったが、それが私人に許されたときには、相当の収益を生む財源であった。」「四六頁。」「エドワード一世は、自分が、この特権裁判所を攻撃し、その所有者が、適切な勅許状を示さないものは、すべてこれを消滅させうるだけの力をもつと考えたので、中世紀の終りには、それがたまたま生き残っていたとしても、時代錯誤的な存在となってしまう。」「四六頁。」

また特権裁判所（パラタイン）に対する国王裁判所の統制に関する赤沢計真の研究については、拙稿、前掲七卷一号一八〇頁注（5）参照。

Palatinates については、cf. Byrne's L. D. p. 642. 「以前は、ランカスターの人民訴訟裁判所、ランカスターのチャンサリー裁判所、ダラムのチャンサリー裁判所、ダラムの訴訟裁判所、ならびにチェスター・カウンティ・パラタイン裁判所をいった。これらは一八三〇年の the Law Terms Act によって廃止された。」なお、拙稿、前掲七卷一号一七八頁以下でも触れている。また、パラタインの管轄権の特殊性が軍事的理由によることについては、二〇九頁注（50）で言及している。

(60) Hogue, op. cit., p. 148. は、それらを概括化して以下の如く述べる。

「ノルマン人は、領主裁判所 seignorial courts を導入した。」かくして、自由土地保有者に関するバロン裁判所 baronial courts と隸農に関する慣習裁判所 customary courts が生じた」という。一四八頁。「自由土地保有条件と非自由土地保有条件の場合での裁判所の管轄」の違いについては Hogue, op. cit., p. 116 et seq. (なお Hogue, op. cit., p. 85 et seq. では、「自由土地保有者と彼らの義務」をとりあげ、また p. 114 et seq. では、「不自由土地保有者と彼らの義務」を取り上げている。)

しかし、この点はこのように、一般的にはっきりと概括化しうるかは難しい。Hogue, op. cit., pp. 140～1では、最下級のマナ裁判所では、いろいろの権限が混合しているからであるという。さらに、マナ裁判所の開催を取り扱った帳簿において、コート・バロンと慣習裁判所との区別が明確ではないという指摘を Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 182. でもしている。そもそも、かかる区分は、「一二世紀の間に、中央裁判所は、地方裁判所がその管轄権を行使したそれぞれの原則を分析し区別し始め」たが、そのことによるとホールズワースはいう。六四頁。この点に関し、なお cf. Milson, op. cit., p. 22.

ついでに、マナ裁判所とバロン裁判所に言及しておきたい。

まず封建的荘園（マナ）裁判所については、すでに多くの指摘がいろいろの人々によっていろいろの点について摘示されているが、本稿の課題に関係のあると思われる若干の点の紹介をしておきたい。

プラクネット、前掲「上」、一七五頁。「後代において、法理論上、三つの別異の裁判所——領主刑事裁判所、バロン裁判所 (court baron)、慣習裁判所 (court customary) ——が多くの荘園に帰属せしめられた。この法理論が現行法であった時にさえ、この三つの裁判権を分離するには実際上困難であったが、中世のあいだには微細な区別を立てようという試みなどはほとんどなされなかったのである。」一七五頁。なおプラクネットは、前述の前掲「上」で、ノルマン征服後のマナ裁判所の動態の具体例を取り扱っている。一七六頁以下。またフィーフット、前掲四四頁以下ではマナ（荘園）裁判所につき、「領主は、自分の荘園のための裁判所をもっており、荘園の小さな世界のもつ無数の刻面が、その手続のなかにあたたかも鏡のなかのように映しだされていた。」と指摘している点も、当時のマナ裁判所の多様性を現わすものといえよう。四四頁。

なお Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, pp. 176-9. では、その重要性の減退の原因について、以下の如く摘示している。

「一二世紀には、領主であるかぎり領主は、彼の土地保有者にたいする裁判所を保有する権利をもっていた。マグナ・カルタは、これらの裁判所の管轄権の若干の部分を持続する試みをしたにもかかわらず、これらは、一三世紀の過程で、次第により重要でなくなった。」一七六頁。「これは主として、次の三つの原因に基因する。」そして、その三つの原因として、①第一は、大きな領地に対する大封建裁判所は稀になってきた。一七七頁。②第二は、かかる裁判所は事実上不必要になった。それは国王裁判所の進展による。一七八頁。③第三は、封建制は二面性をもち、その一つは財産面であり、他は管轄面である。しかし、国王裁判所の進展は、管轄面での封建制の衰退をまねき、その財産的側面のみを拡大する効果を生んだためであるとする。換言すれば、封建制の付帯条件を商業的精神において眺めるようになったためであるという。一七九頁。

つぎにバロン裁判所について、簡単に言及しておきたい。

まずバロン裁判所の定義については、マッケクニ、前掲「領主裁判所 Court Baron」では、「後世の著述家」は「マナーの自由保有者のあいだの民事の争いを解決する」裁判所を「Court Baron」と称しているとする。八二頁。しかし、バロン裁判所については、著者によって、その捉え方にニュアンスの相違がある。例えば、Byrne's L. D. p. 256と田中英夫編、前掲「英米法辞典」二〇九頁の間で相違が見られる。それは、前述の如く裁判所の区分が後世の法律家の所産であることに基因する。それは、どの時点の裁判所の態様を捉えるのかで異なる説明になってくるものと思う。Milson, op. cit., p. 22.

「後世の眼にとつて、自由土地保有者と非自由土地保有者の間に明らかな区別があった。自由土地保有者は、国王の法によって保護された。彼らは、領主は正しく行おうと命じる国王の令状を入手しえたらう。そしてそれは、より高次の裁判所におけるが如く、自由土地保有者自身が裁判官である裁判所においてなされるだろう。この種の裁判所はコート・バロンと呼ばれるようになった。そしてより高次の封建裁判所と同様に、かかる請求が国王の裁判所において直接聴聞されるようになった時、存在を停止した。」(傍点筆者)一二三頁。また同様の指摘は、Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, pp. 181-2でもなされている。

なおバロン裁判所の処理事案としては、Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 184. 「コート・バロンにおいては、すべての種類の人的訴訟(価格四〇シリングを訴因を越えない場合)が審理された。裁判所記録上では、契約違反、不法侵害、文書誹毀、口頭誹毀、暴行の訴訟を見出す。また、一三世紀と一四世紀の記録上、国王裁判所が救済方法を未だ与えなかった侵害行為の訴訟を見出す。」一八四頁。ただ、「理論的には、マナーの領主に保有される自由土地保有地の回復のための権利令状によって始められた事案は、コート・バロンにおいてのみ審理される。しかし、実際は、これらの訴訟は通常国王の裁判所において開始されたのを見てきている。そして、コート・バロンで開始されても、それらは容易にそれらの裁判所へ移送された。」一八四―五頁。

またコート・バロンの衰退については、cf. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 187. 「一八世紀にはそれは急速に腐朽した。人的訴訟は、そこで始められたにせよ、一般にコモン・ロウ裁判所へ移された。そしてそれゆえ、それは共同体裁判所の衰退と同様の理由で衰退した。」一八七頁。

(61) コート・リートについては、Byrne's L. D. p. 257.

「多数のマナの領主はコート・リート「刑事裁判所」を保有する特権を持っている。それは身近な注意と救済を要する公的ニュースの性質をもつ軽罪を告発するために保有された。それは記録裁判所である。マナの執事が裁判官になり、陪審は住民から形成される。もともとそれは領民と居住者 *resiant* (すなわち、マナ内に居住する人) に対して、シェリフの巡回が管轄権をもつすべての事項において、刑事的管轄権をもつ裁判所であった。しかし、その全管轄権は簡易手続裁判管轄権法の制定の結果、完全に使用されなくなった。それは憐憫罪あるいは罰金を科せられる違反者のみならず、さらし台、絞首台ならびに懲罰椅子によって違反者をも処罰した。」

また、Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 531 et seq.

「これらの地域特権は、バラティンの伯の権限から十人組査閲を単にもち、かつ、それに付随する警察管轄権をもった小マナの領主に至るまでの、極めて広範囲のものであった。」五三一頁。「この最後の地域特権が普通であり、領主がそれを年二回行使する裁判所は *leet* (*leta*) の名を取得した。それは、違反の告発と小違反の処罰のための警察裁判所であった。それはシェリフの巡回と並ぶものであった。」という。五三一―二頁。なおその名称の由来については、「一三世紀末に向かって、*leet* (*leta*) の語―イースト・アングリアから広がったように思われる―はかかるコートの普通の名前になったが、しかし、最後まで、*visus franciplegii* (＝*view of frankpledge*) が最も正式なそして正しいタイトルとしてとどまった。」という。五八〇頁。なお、バラにおける領主権に関連する部分は後述したい。

(62) 先に紹介したように、コート・バロン、コート・リート、慣習裁判所と整理して捉えるのは、後の世代になってからである。バラクネット、前掲「上」、一七五頁。

(63) バラ・コートについては後述する。なお cf. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, [Chrimes], pp. 22*~24*. ただし、ロンドンについては別個考察する必要がある。

また Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 532 では、「法の所産ではなく、特権の所産である。」といている点は留意しておきたい。管轄権の特権については、「通常、裁判所を持つ権利を付与する必要性は特許状にはない。というのは、裁判所はすでに、古代のバラの集会の形態でか、あるいは、マナ裁判所の形態で存在していたからである。」という。六四三頁。

ただし、Municipal Corporations Act, 1882, s. 7 によって設置された borough court とは異質のものであることは断っておきた

い。

(64) 拙稿、前掲七巻一号一七九頁注(2)。Pollock & Maitland, *HEL*, op. cit., vol. 2, p. 666. 理論的には、自由土地保有の訴えは封建裁判所において開始されるべきであるのに、ヘンリー二世の時代以来国王の統制の下に置かれるに至った。具体的には、op. cit., vol. 1, pp. 146, 147 [Import of the Novel disseisin] [The grand assize].

(65) マッケクニ、前掲三六七頁以下。ただここでは、後述のため、「王の令状と封建的裁判権」についてのみ紹介しておきたい。三六八―七一頁。(但し、論争があるので、その点は、第二款の「世俗裁判権」〔二〕〔三〕イギリスの特殊性」の箇所でもまた言及する。なお、高柳賢三、『英米法の基礎』、有斐閣、昭和二十九年、八九―九三頁参照。)

「紛争中の土地に対する権利をめぐる訴訟においては、封建的理論は、その封地の領主に専属管轄権を与えた。次のことほど絶対的に確立された原則はなかったと言える。つまり、いかなる者も、王も皇帝も、正義の欠如という一つの理由による以外は、どんな干渉権ももたなかったのである。」「ヘンリー二世さえも、この一般原則をあえて拒否しようとはしなかったが、彼は、それを役に立たないものとするための手段を採用した。」「グランヴィルに拠って述べるならば、ヘンリーは、世俗封地の所有権に関する訴訟が、王の命令書による認許無しに、領主裁判所で裁判されるのを禁止して、(領主に)この禁止を黙認させるだけの力をもっていた。」三六八頁。

「ヘンリーは、また二つの型の令状を発明したというか、あるいはカロリング朝の皇帝の先例から採用した。その令状の事実上の効果は、封建的原則をあまり大げらに侵害することなく、領主の裁判所から彼自身の裁判所へ訴訟事件を移送することであった。これらの令状は、権利令状(writ of Right)とプレシピ令状(writ Praecipe)(拙注、わが国では「下知令状」と訳すひとが多い)であった。」「三六八頁。(この二つの令状については、第二款で取扱う。)ここでは、必要な限りでプレシピ令状について言及しておく。

「プレシピ令状は、その起源と先行事例において基本的に権利令状と異なっていた。それは、封建的権利に対する、より直接的な侵害であった。というのは、それは、正義の欠如という弁解を使わず、単に領主の裁判権を無視して、問題の土地を受封者が原告に返還するか、さもなければ、彼の不服従の理由を説明するために、王の裁判所に出頭するように命令することを、シェリフに求めたからである。」「中間領主には、その訴訟を審理するいかなる機会も与えられなかった。」「手続の全体は、ほとんど口実も弁解もなく、マナー裁判所から王の裁判所への、係争事件の公然たる移転であった。」「表面上は、単に、財産を他の者へ引き渡すように、との即決的確定の命令として読まれるその令状は、実際上は、王の裁判所で訴訟を開始する『訴訟開始令状』(Original writ)である。」「その発給の一つの重要な効果は、下級裁判所で開始されるすべての手続は直ちに停止しなければならないということであった。」「三六九頁。

イギリス法の技術性の中には、かかる制定法あるいは先例回避の結果誕生するものが多い。クックの「人為的理性」論を考察する場合にも留意しておかねばならぬ点であるといえよう。

- (66) 古いイギリスの *appeal* (*appellum*) は、個人に対する刑事手続であり、上級裁判所への上訴 *appeal* (*appellatio*) は、ローマ法カノン法を通じて持ち込まれたものであった。Miller, *op. cit.*, [Data], p. 59. 教会裁判における上訴は、拙稿、前掲三卷二号五二頁以下、四卷一号七七頁以下。

- (67) 移送については、イギリスの特殊性がある。Pollock & Maitland, *HEL*, *op. cit.*, vol. 2, p. 666. 「共同体裁判所ならびに領主裁判所の下級裁判所から国王裁判所への上訴 *appeal* は存在しない。」しかし、その機能を営む「移送 *removal of actions*」という方法はある。後出注(68)参照。

- (68) Caenegem, *op. cit.* [Birth], p. 19.
「以前には地方裁判所において開始され、そこに止まった訴訟の膨大な量はいまや国王の裁判官の中央集団の下にやってくる。pone and toll 令状を通じての地方裁判所からの申立の移送は容易に入手され、かつ、地方裁判所は、*nemo tenetur responderere* の準則(*)、禁止令状(**)ならびに *de falso judicio* 令状(***)を通じて絶えず中央の監視下にあった。」一九頁。((*) Caenegem, *op. cit.* [Birth], pp. 25~7. (***) Caenegem, *op. cit.* [Birth], p. 115 n. 54. Pollock & Maitland, *HEL*, *op. cit.*, vol. 2, pp. 665~6. (***) Caenegem, *op. cit.* [Birth], p. 115 n. 55. なお、Pollock & Maitland, *HEL*, *op. cit.*, vol. 2, p. 666 *et seq.*、国王裁判所においては、誤謬判決 (*a false judgment*) というものはありえない。六六八頁。しかし、国王の地方裁判所の場合には、誤審令状 *writ of error* が用いられる場合がありうる。)

なお移送について、プラクネット、前掲「上」一八四―五頁、マッケクニ、前掲二頁参照。

なお、その後の展開については、クックのインステイテュートの第四分冊において、移送と下級裁判所の判決の矯正に関し取り上げているが、その点は、Holdsworth, *HEL*, *op. cit.*, vol. 1, p. 213 *et seq.* で要約されている。

- (69) Pollock & Maitland, *HEL*, *op. cit.*, vol. 2, p. 666. なおこの令状については、グラントヴィルに既に取扱っている。ed. Hall, *op. cit.* [Glanvill], pp. xiii, 61 n. 2, [pone]; pp. xiii, 61 n. 2, 139. それらの範例として、pone と toll については、Holdsworth, *HEL*, *op. cit.*, vol. 1, p. 653. Blackstone, *Comm.* vol. III, *App.* n. 3, p. ii. また toll と toll については、Holdsworth, *HEL*, *op. cit.*, vol. 1, p. 653~4. Blackstone, *op. cit.*, *App.* n. 2, pp. i~ii.

- (70) Pollock & Maitland, *op. cit.*, vol. 2, pp. 666~8. そのほか、このような手段は極めて古い時代から存在しており、イングランドでは、一三世紀になっても、なお古い特徴を多くもっていたという。ただ、その令状による手続は省略する。cf. Holdsworth, *HEL*, *op. cit.*, vol. 1, p. 73. 一二六八年のマーボロウ Marborough 条例は誤審訴訟を国王の裁判所に留保した。52 Henry III, c. 19.

(ii) 国王の裁判所と都市裁判所の関係

ところで、国王の裁判所とバラ裁判所の関係を見る上で、イギリスでは国王裁判所が優位に立つとしても、この時代において、未だ裁判所は人為的体系的に構成されていなかったことを留意しておかねばならない。その点、基本的には、都市の裁判所ならびに法との関係についても同様に指摘されうる。⁽¹⁾

そこでまず、都市に関し、国王の地方裁判所と、そこで適用になる法の範囲を概括的に把握せねばなくなる。しかし国王の裁判官として嘱任された者による地方での巡回裁判については、すでに言及した如く、後述の「世俗裁判権」(第二款)の箇所考察する。ここで問題とせねばならぬことの第一は、国王の地方裁判所と地方における都市自体の裁判所との関係である。そもそも都市の裁判制度をみる上で、まず検討しておかねばならぬことは、繰り返し言及してきた如くに、都市が特許状によって管轄権特権をもつことからすべて始まるということである。すなわち、都市が一定の裁判特権をもち、国王の地方裁判所と都市の共同体の裁判管轄とが競合するとき、誰がどのような方法でそれを決定するのかというのが第一の問題点となる。

第二は、都市の共同体裁判所が下した決定に対して、国王の裁判所が上訴「広義」を受理し、あるいは、移送を計りうるかという問題である。

第三は、都市において、私的な領主裁判権が存在する場合に、管轄権特権との関係がどのようなになっているかが問題になるであろう。

第四には、裁判に関し、国王の役人たるシェリフが都市においていかなる存在となっているか、そして、シェリフ裁判所「シェリフの巡回」と都市の共同体の裁判関係が如何に処理されたかという問題がある。

これらの点については、既に触れてきているものもあるが、殆ど断片的であるので、ここで、それらの問題点の要点

あるいは以下で取上げるべき点をまず摘示しておきたい。

① 第一の点については、都市の地方裁判所は国王の裁判所であったことが想起されねばならない〔前出、(c) (i)の注(2) 参照〕。さらに、刑事事件においては、マグナ・カルタにおいて確認された如く、重罪は国王の裁判所の管轄に帰する。したがって、この点に関しては、軽罪事件と民事事件についてのみ、管轄権の競合の可能性をもつということになる。しかし、都市裁判所は特許状によるため、その管轄は特許状の条項に規定され、その限りで、都市裁判所は管轄権を行使しえた。そこで問題は、その場合にも国王裁判所の干渉が可能かということになる。この点に関しては、後述「(iii)都市特許状と都市法」の「①特許状と管轄権特権」の箇所でも取り上げる。

② 第二の点については、後述「(iii)都市特許状と都市法」、③都市の共同体の裁判所の決定に対する国王の裁判所の統制」の箇所で言及する。

③ 第三の点については、後述「(iii)都市特許状と都市法」、②領主裁判権と管轄権特権の関係」の箇所で言及する。

④ 第四の点については、後述「(iii)都市特許状と都市法」、④シェリフ裁判所と都市裁判所」の箇所で言及する。

(1) ノルマン征服以後の国王とバラの関係について、cf. Pollock & Maitland, op. cit., vol. I, p. 638.

「かくしてその長が完全に従属的身分保有条件の方式に満ちた征服役人の眼には、旧い都市は、統合されえない結び目として現われる。しかもそれが単位である。しかし、それを国王の土地 Terra Regisとして叙述するのは、彼らのためらう。そして、あきらかにそれは何人の土地でもない。それは何人からの封土の部分ではない。しかも、国王の領地荘園の一つの如きものでもない。といふのは、(臣従の札というものが土地保有条件に鞏固化している以上) 多くの封土の断片が国王の領地荘園内に存在しているからである。」「国王はその領主ではない。但し、すべてのイングラントの領主であるという広くかつ領主にふさわしい意味を除いては。」「他方国王は、伯と時々結びついて、都市にその特定の性格を与える制度の直接の領主である。その裁判所の領主であり、また、その市場の領主であり、その市民に授権する大きな特権群をもつものであった。」(傍点筆者)。「時がたつにつれ、新しい型の共同体に

合体している市民は国王以外に領主をもたない単位として扱われる。「そして、国王の領地荘園が課税させる場合には彼らも課税を支払うようになる。」「しかし、彼らはその領主的性格をすべて領主制から奪い、かつ、それを単なるレントの権利に縮減することによって、彼らの共同体の『直接性 immediacy』の利益を生み出すことになる。」六三八頁。

都市慣習法の文書化については、シュロッサー、前掲一六頁。「二三世紀に全面的に高まった法の固定化という考え方の影響を受けて、ようやく語り伝えられた不文慣習法の採録が開始された。そこではまずなによりも私撰の文書化された慣習法集（法書）が、法律同様の名声を獲得した。初期の都市法書もまた、最初は主に伝承と裁判慣行によって確定され、その後は文書化された慣習を包含していた。」（傍点筆者）一六頁。

都市の慣習に関するデータについて、とくに重視されているのが、「都市慣習集 *customal*」である。田中正義、前掲では、ノリッヂの例に関連して都市の「慣習法集」に言及している。すなわち、

「夫れらは、屢々何らかの証拠記録集 (*Book of Evidence*) 中に一つの謄本 (*copy*) の形で遺つてをり、その最初の編纂以後に生じたところの改変と付加との痕跡を其処に留めてゐるにも拘らず、夫れらは殆ど常に、明らかに極めて早い時代から一般に行われ来たところの諸慣習を具現してゐるのであつて、重要性を有する殆ど総ての都市が、第一三世紀の終末より後ることとして遠からざる時点において既に諸条例 (*by-laws*) の '*Customal*' を完成し了へてゐた、と云う事は大いに有り得ることである、と言はれるのである。」二〇八頁。したがって、都市慣習に関するデータとしては、一三世紀末以降のものが多く使われているようである。

都市慣習にたいするコモン・ロウの優越については、Holdsworth, *HFL*, op. cit., vol. 2, p. 310. 「(中世末期までに) コモン・ロウは、大部分、バラの慣習に対して優越したであろう。そして、それはより小さな私的商事取引を規制したのである。」三一〇頁。「未完」

「訂正。誤植については、機会を見て訂正表をつくりたいと考えているが、前号(12)一四二頁末尾から五行目の「ウォルター・オヴ・」の次に「クータンスは」の文字が脱落している点は、引用文だけに取り急ぎ追補しておきたい。」